

2-353-2

事後調査計画書

—北清掃工場建替事業—

令和5年2月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2	対象事業の名称及び種類	1
3	対象事業の目的及び内容	1
3.1	事業の目的	2
3.2	事業の内容	2
4	施工計画及び供用の計画	21
4.1	施工計画	21
4.2	供用の計画	28
5	事後調査の計画	31
5.1	大気汚染	31
5.2	悪臭	43
5.3	騒音・振動	47
5.4	土壌汚染	56
5.5	地盤	59
5.6	水循環	65
5.7	日影	69
5.8	電波障害	72
5.9	景観	75
5.10	自然との触れ合い活動の場	79
5.11	廃棄物	81
5.12	温室効果ガス	85
5.13	事後調査報告書の提出時期	87
6	その他	91
6.1	事後調査計画書を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	91
6.2	事後調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録	91

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 山崎 孝明
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 北清掃工場建替事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の目的及び内容

北清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都北区志茂一丁目 2 番 36 号に位置する既存の北清掃工場（平成 10 年 3 月しゅん工、処理能力 600 トン/日（600 トン/日・炉×1 炉））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所 在 地	東京都北区志茂一丁目 2 番 36 号	
面 積	約 19,000m ²	
工事着工年度	令和 4 年度（予定）	
工場稼働年度	令和 11 年度（予定）	
処 理 能 力	可燃ごみ 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)	
主 な 建 築 物 等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造) 高さ：約 31m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 高さ：約 120m

3.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設立した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（平成27年2月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ5年ごとに改定され、平成27年2月の改定では、計画期間を平成27年度から令和11年度までとしている。施設整備計画の策定に当たっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和12年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

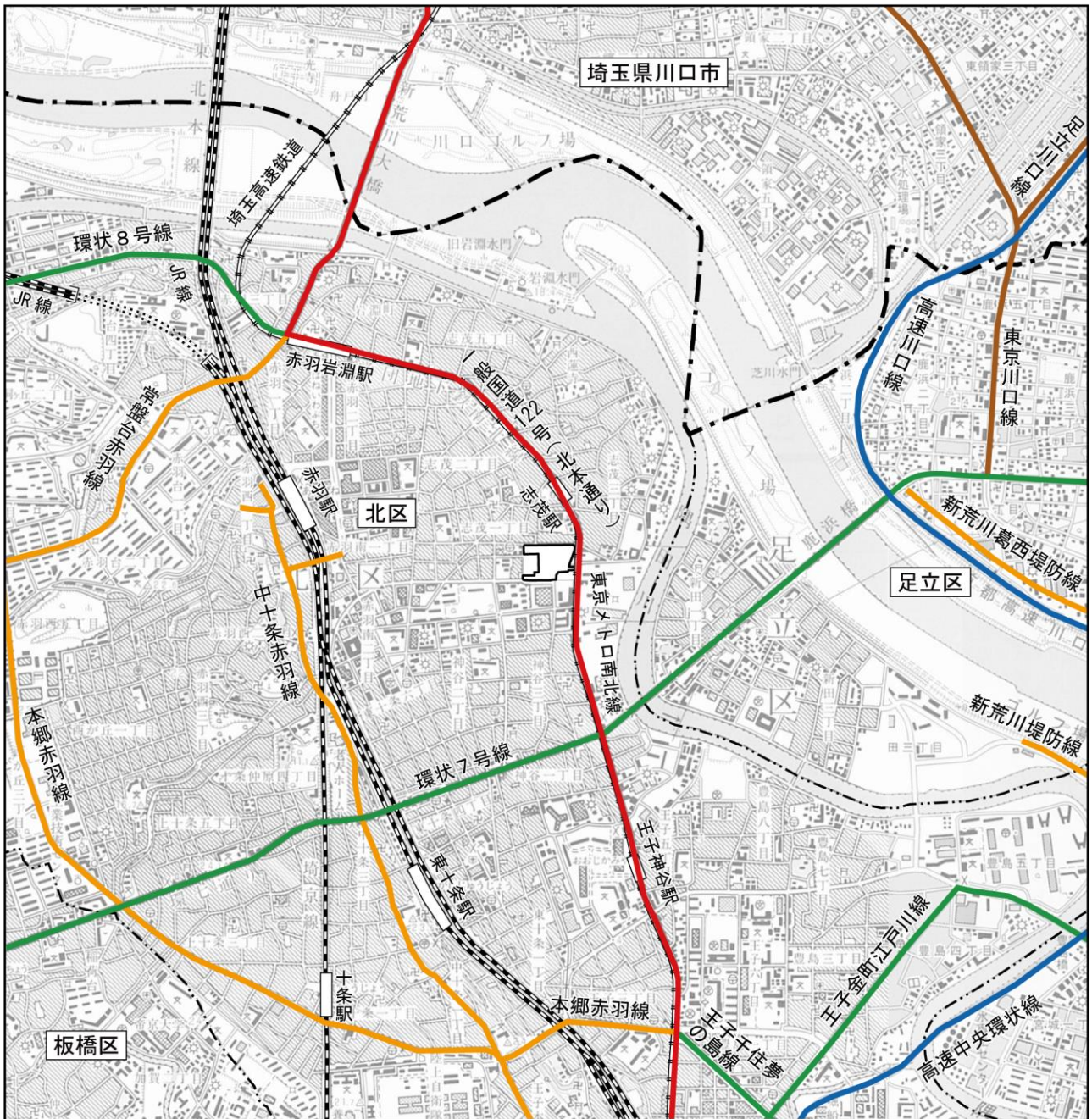
現在の北清掃工場は令和2年3月現在でしゅん工後22年が経過している。また、清掃一組では令和10年代から20年代にかけて耐用年数を迎える工場が集中するため、北清掃工場については令和4年度から既存施設と同規模で建て替えることとした。

3.2 事業の内容



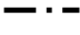







3.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 3.2-1及び図 3.2-2に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 3.2-3に示すとおりである。

計画地は、北区志茂に位置しており、敷地面積約19,000m²の区域である。



凡例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|  | : 計画地 |  | : 都市高速道路 |
|  | : 都県界 |  | : 一般国道 |
|  | : 市区界 |  | : 特例主要地方道 |
|  | : JR線 |  | : 特例都道 |
|  | : 地下鉄線 |  | : 都県道 |



1 : 25,000

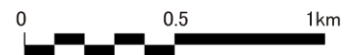

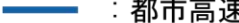
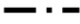
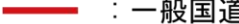


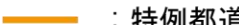
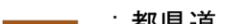


図 3.2-1 対象事業の位置



凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|  | : 計画地 |  | : 都市高速道路 |
|  | : 都県界 |  | : 一般国道 |
|  | : 市区界 |  | : 特例主要地方道 |
| | |  | : 特例都道 |
| | |  | : 都県道 |



1 : 25,000

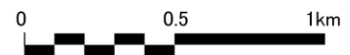
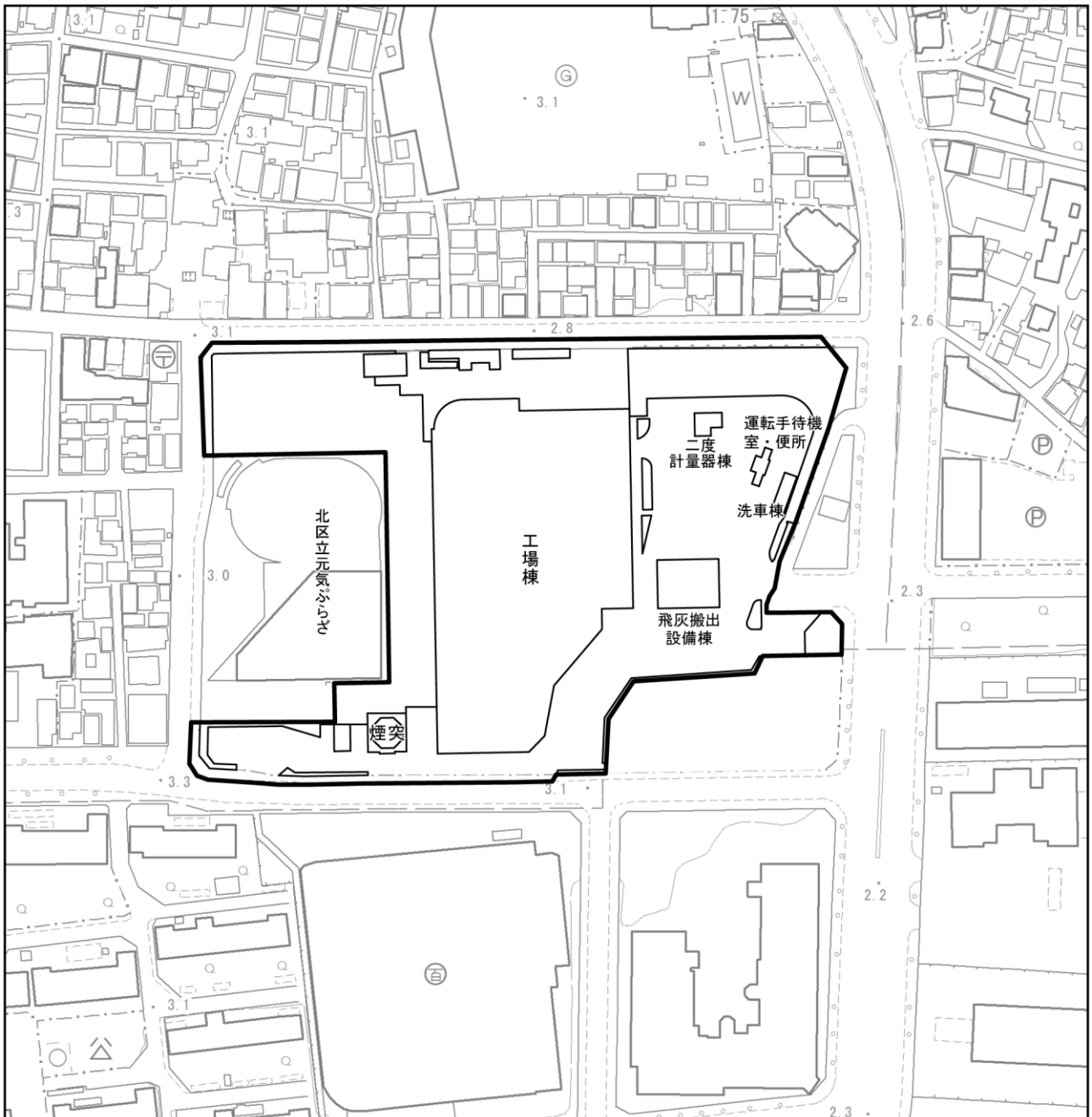
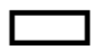


図 3.2-2 上空から見た対象事業の位置



凡 例

 : 計画地 (約 19,000m²)



1 : 2,000



注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

図 3.2-3 対象事業の区域

3.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、同じ敷地内に新たに清掃工場を建設するものである。

建替え後の主な施設としては、工場棟及び煙突がある。

3.2.2.1 施設計画

既存及び建替え後の施設概要は、表 3.2-1及び表 3.2-2に示すとおりである。

計画地の北側には低層住宅があり、南側にはショッピングモール及び中・高層集合住宅がある。周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としていく。また、北側の低層住宅地に配慮し、日影等の環境への影響を悪化させないように、同様の高さまでとする。

建替え後の煙突は、既存のものと同じ高さ約120mとし、ステンレス製の内筒2本及び排気筒1本を鉄筋コンクリート造の外筒の中に収めるものとする。

建築面積については、既存が約6,661m²、建替え後が約9,911m²となる。

なお、駐車場は12台（小型車8台、大型バス2台、車いす用2台）分を設ける。

表 3.2-1 既存及び建替え後の施設概要（構造等）

施設区分		既存	建替え後
敷地地盤 (GL)		A. P. 約+3.7m	A. P. 約+3.7m
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
	高さ	約 31m (A. P. 約+34.7m)	約 31m (A. P. 約+34.7m)
	深さ	約-27m (A. P. 約-23.3m)	約-27m (A. P. 約-23.3m)
付属施設		二度計量器棟、洗車棟、 飛灰搬出設備棟ほか	駐輪場
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 排気筒：ステンレス製
	高さ	約 120m	約 120m

表 3.2-2 既存及び建替え後の施設概要（建築面積）

施設区分	既存	建替え後
工場棟	約 6,011m ²	約 9,891m ²
付属施設	約 650m ²	約 20m ²
合計面積	約 6,661m ²	約 9,911m ²

建替工事は令和4年度に着手し、令和11年度にしゅん工する予定である。建替事業の工程を表3.2-3に示す。

表 3.2-3 建替事業の工程（予定）

事業年度	平成			令和													
	29	30	31	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
建替 計画策定	■																
環境影響 評価手続		■															
解体・建設 工事								■									

既存施設配置は図3.2-4、施設計画は図3.2-5、設備配置計画図は図3.2-6、計画建築物等の立面図は図3.2-7(1)及び(2)に示すとおりである。

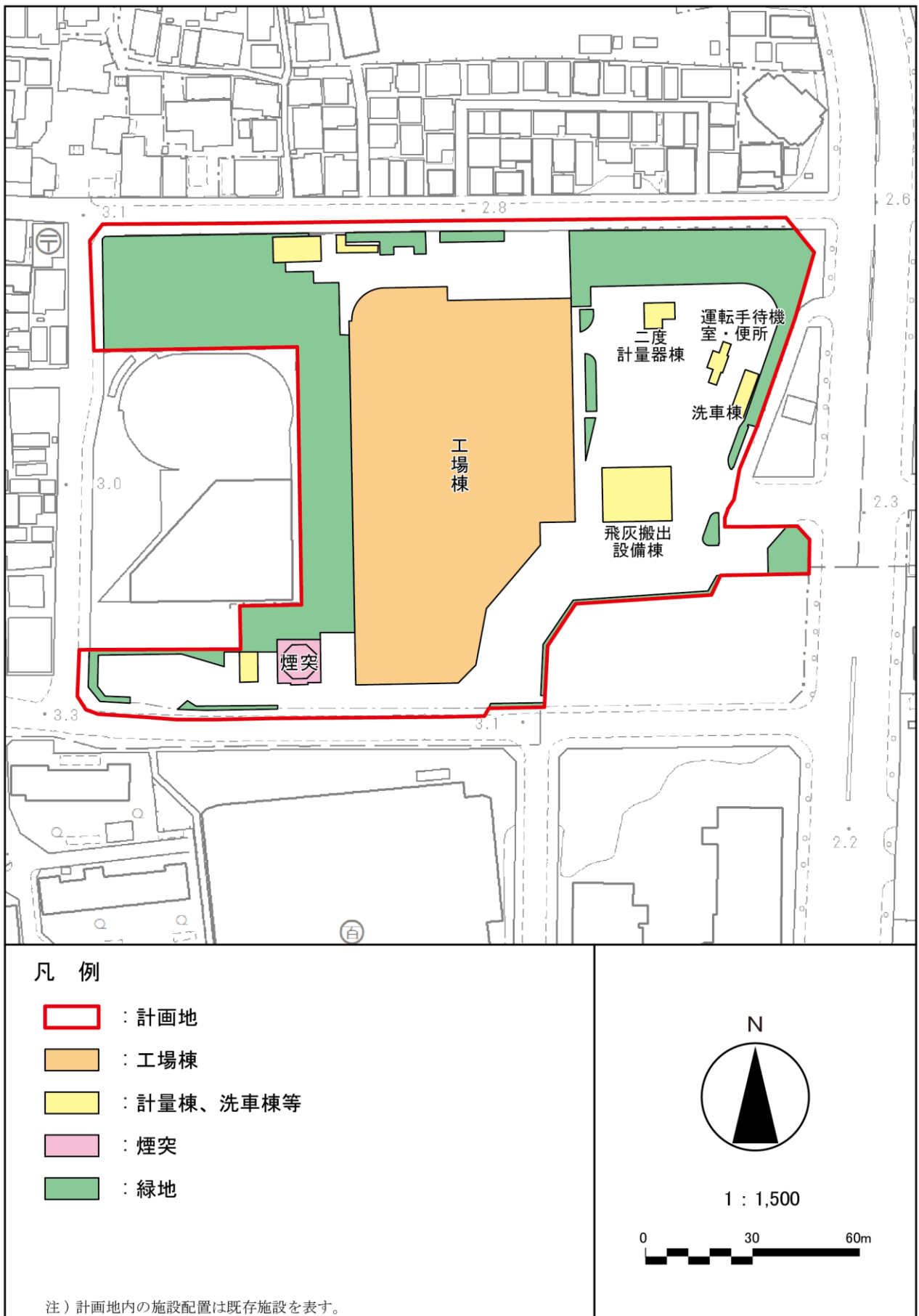


図 3.2-4 既存施設配置図

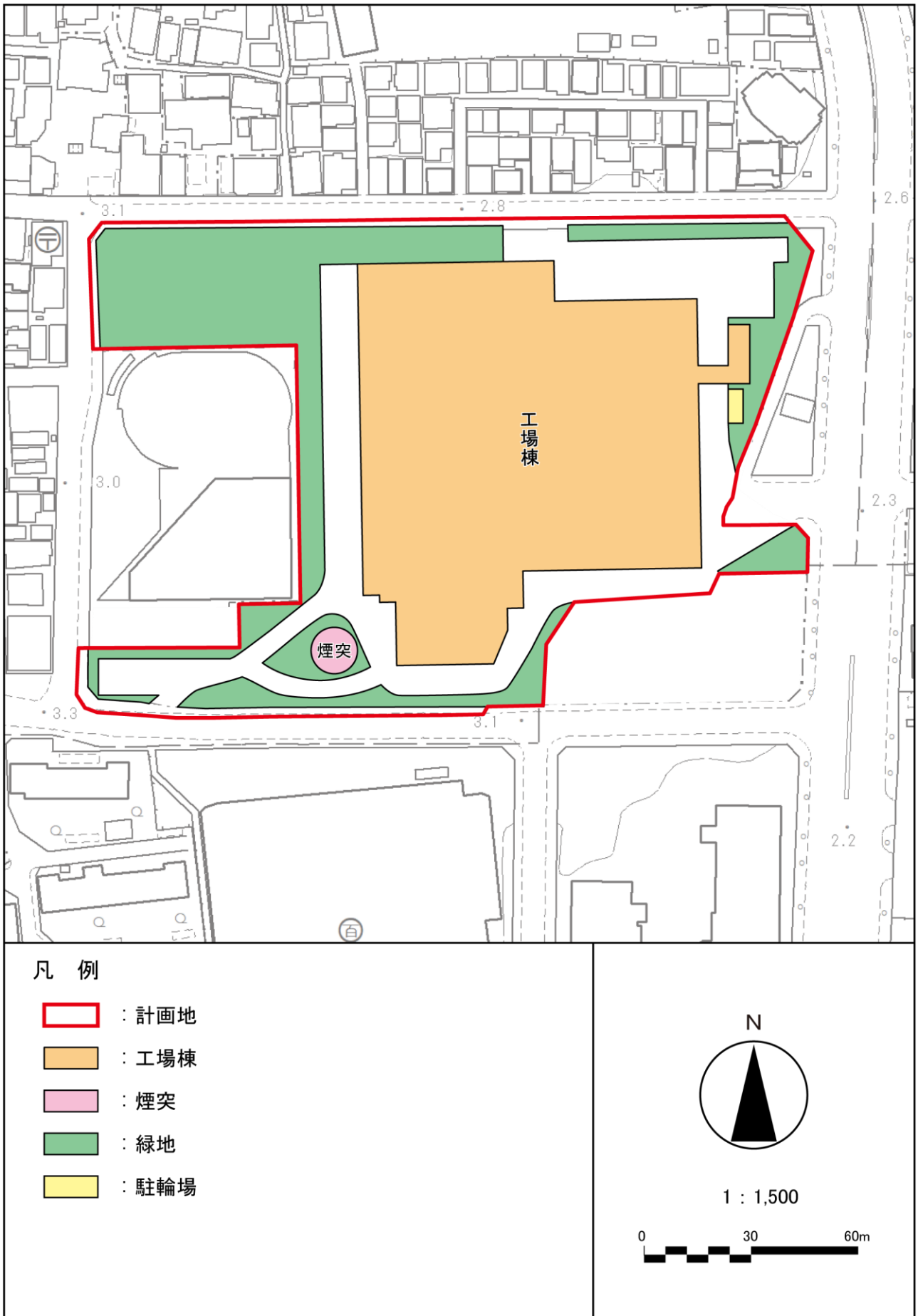
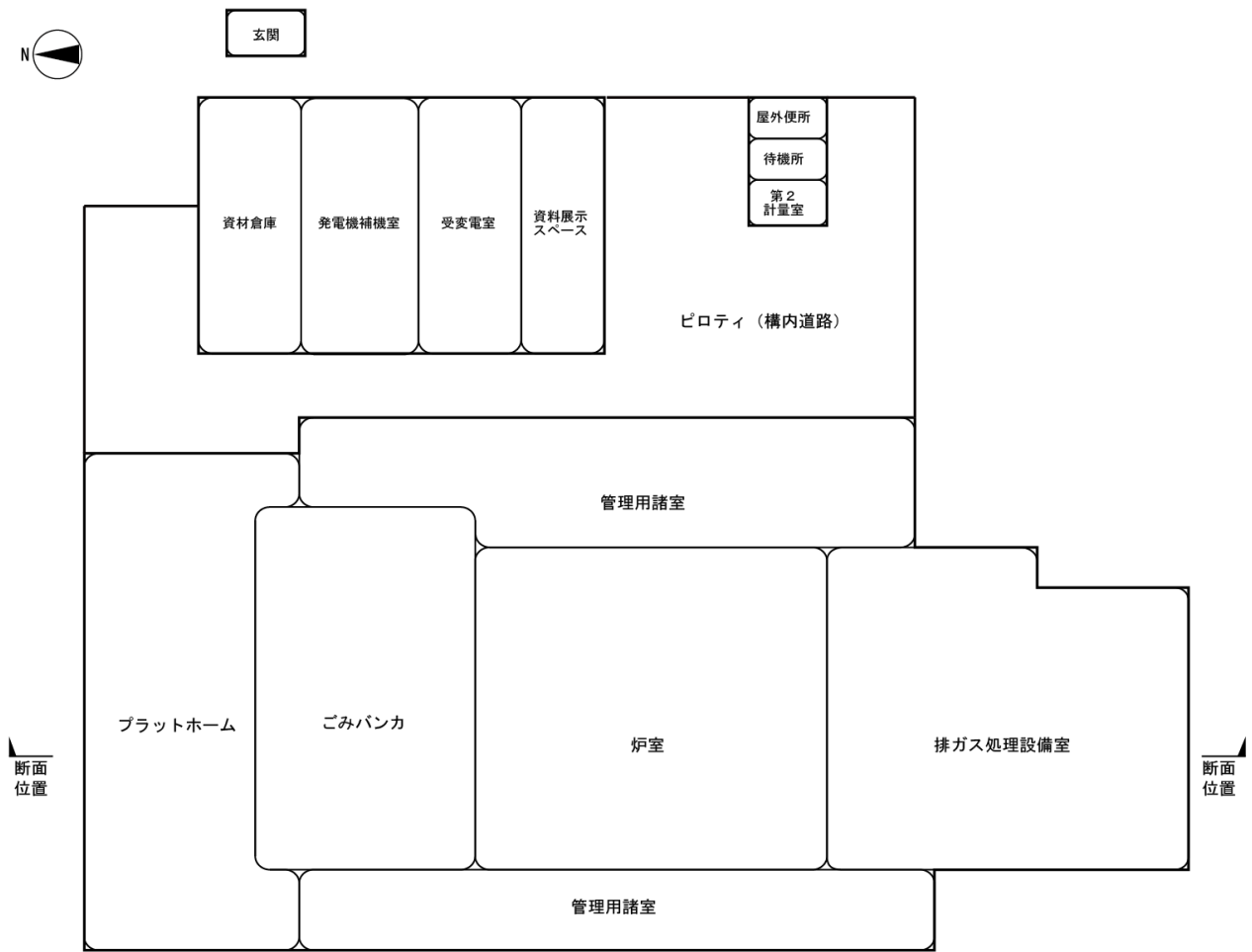
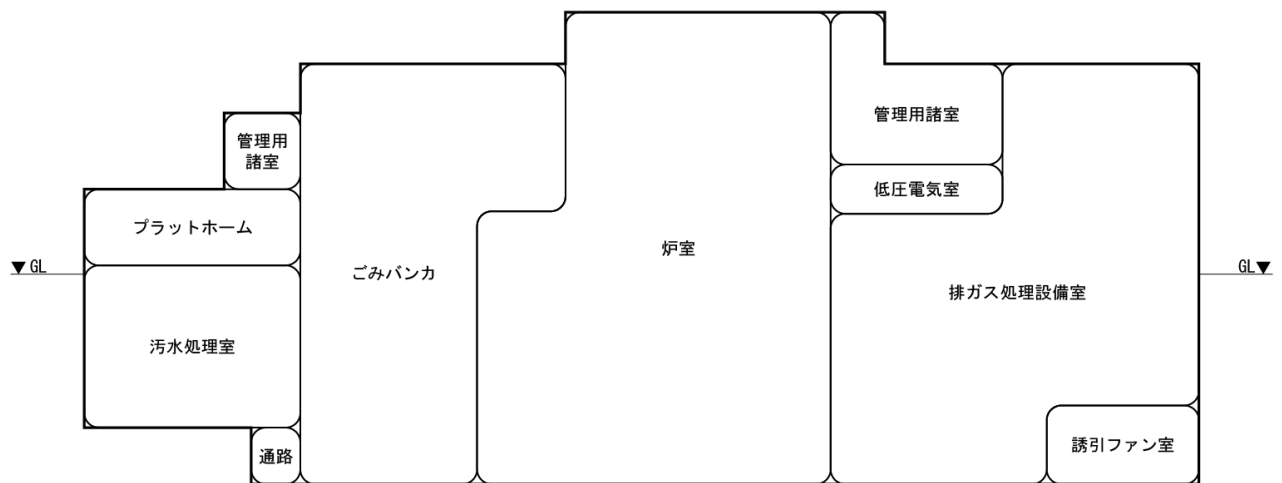


図 3.2-5 施設計画図



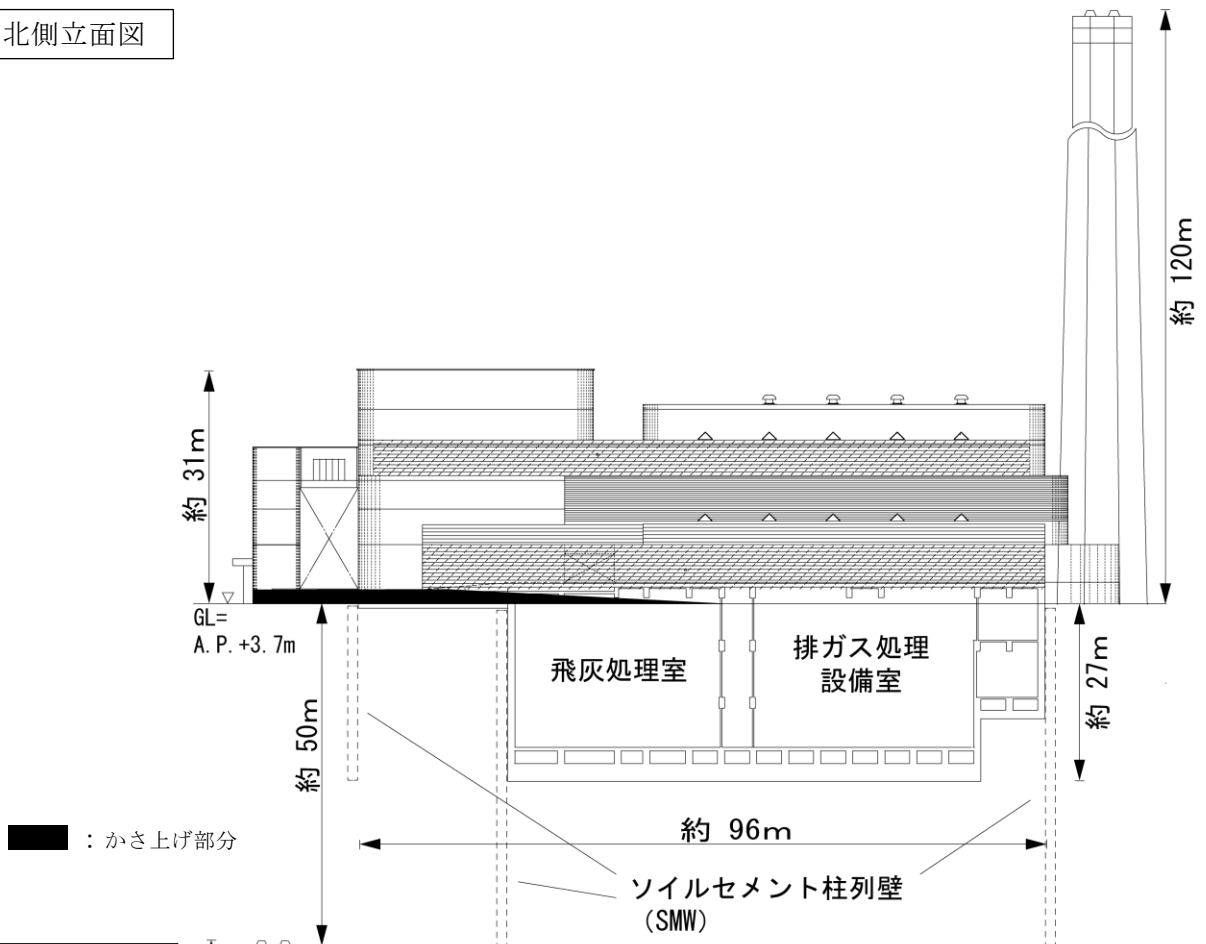
計画平面図 (1階)



計画断面図

図 3.2-6 設備配置計画図

北側立面図



南側立面図

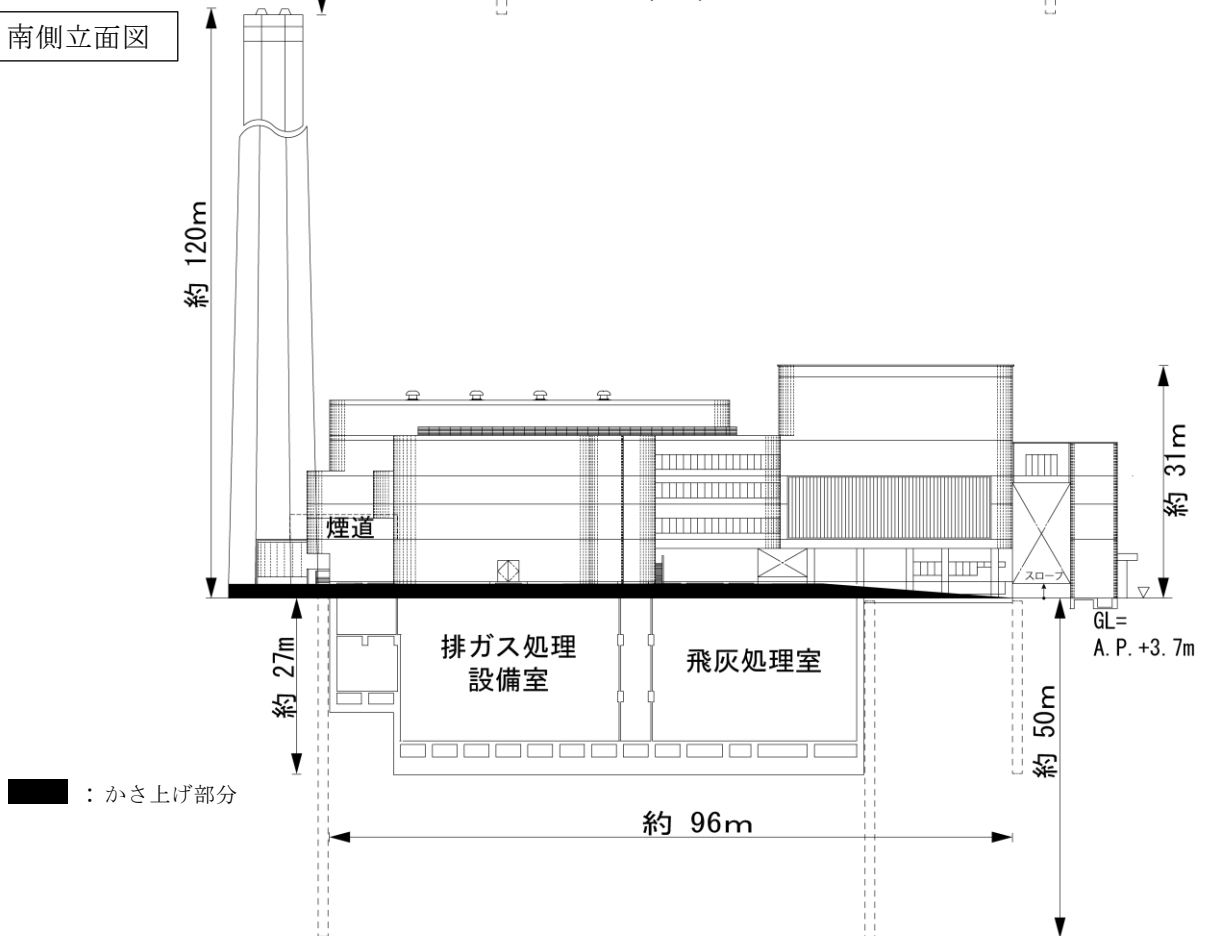
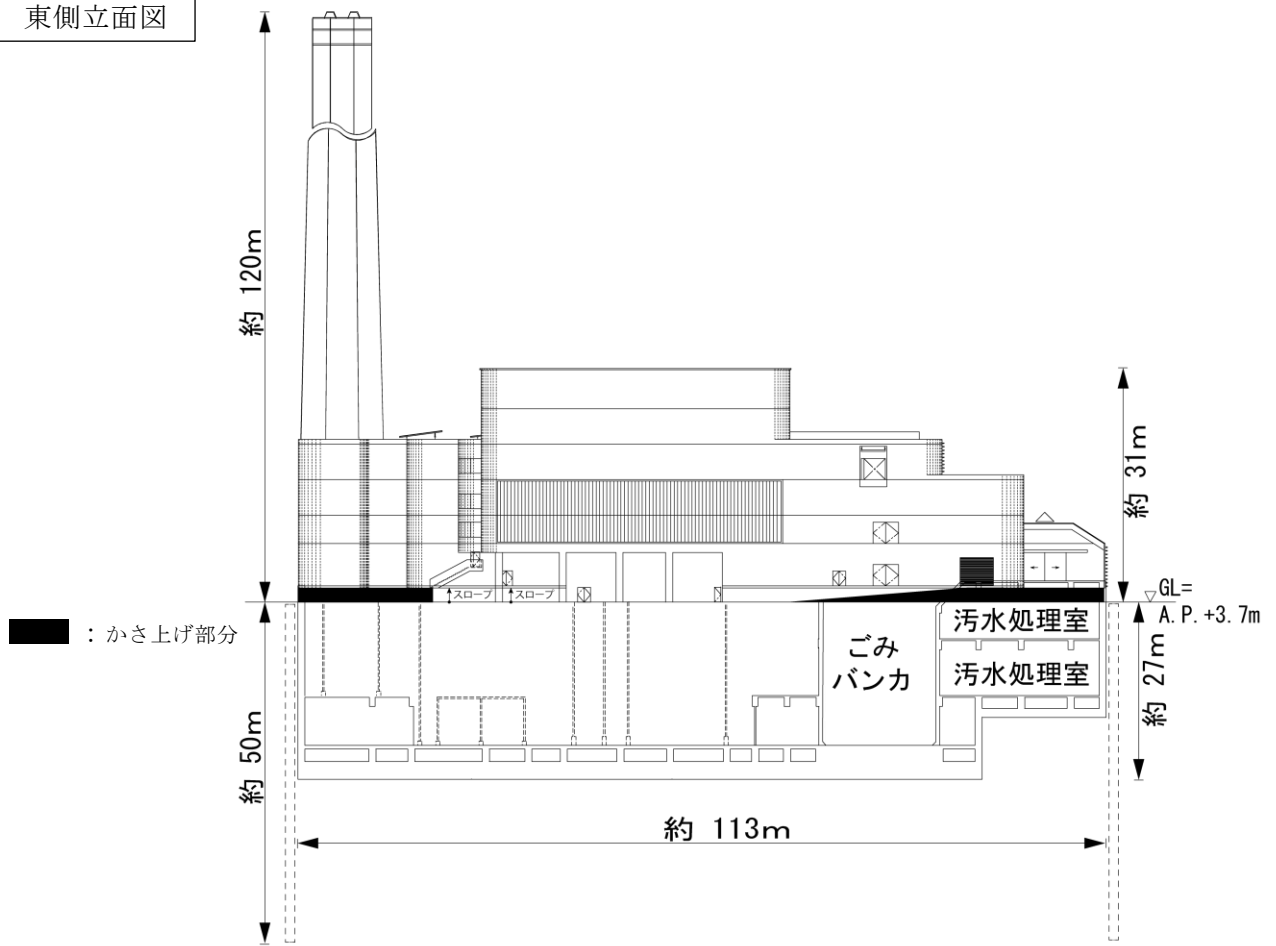


図 3.2-7(1) 計画立面図 (1)

東側立面図



西側立面図

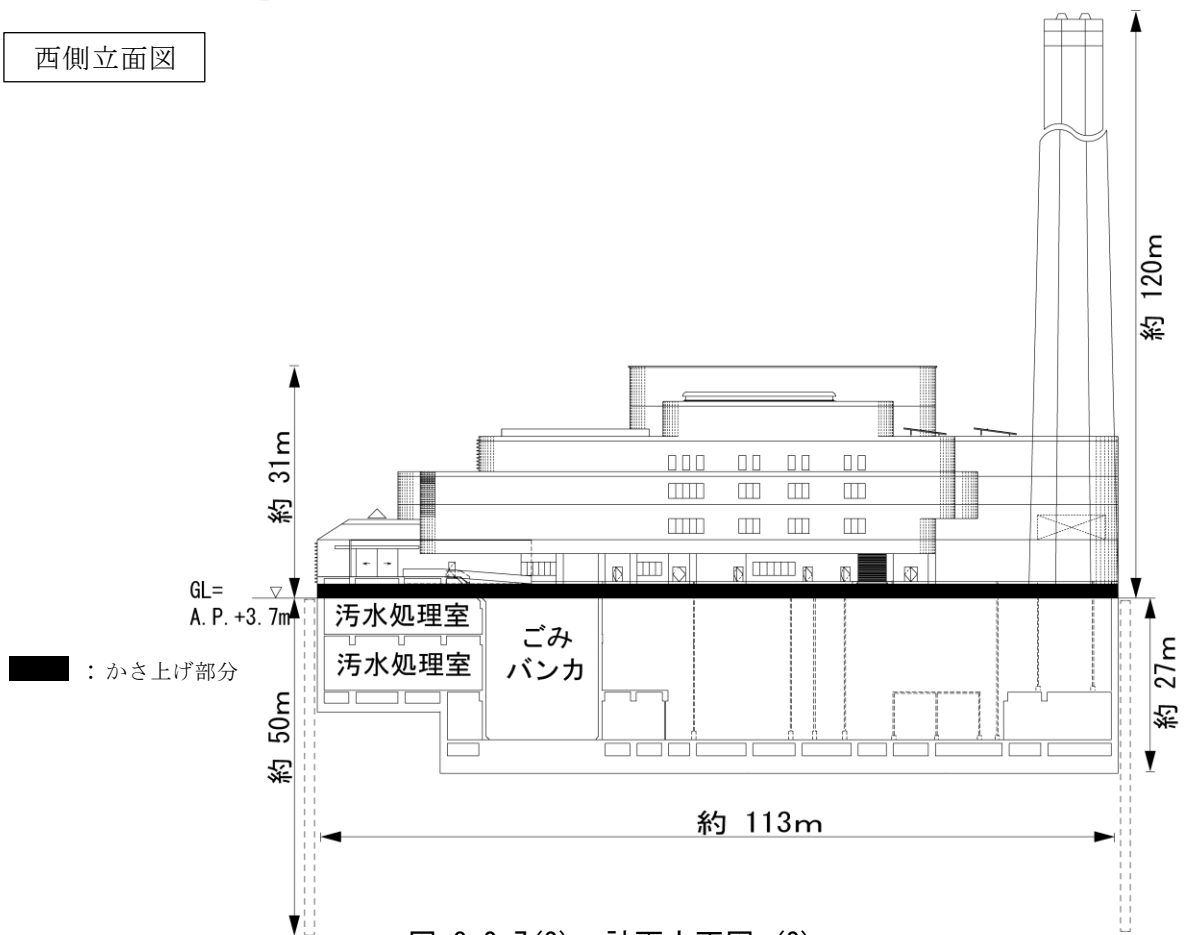


図 3.2-7(2) 計画立面図 (2)

3.2.2.2 設備計画

(1) 設備概要

既存及び建替え後の各設備概要は表 3.2-4(1)、施設の稼働に伴う煙突の排出ガスの諸元は表 3.2-4(2)に示すとおりである。

表 3.2-4(1) 設備概要（既存・建替え後）

項目		既存	建替え後
施設規模		600 トン/日 (600 トン/日・炉×1 炉)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
処理能力		600 トン/日	
ごみ 処理	処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉	
	処理対象物	可燃ごみ	
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等	
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 排気筒：ステンレス製
運転計画		1 日 24 時間の連続運転	

表 3.2-4(2) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスの諸元（1 炉あたり）

項目	諸元
煙突高さ	約 120m
湿り排出ガス量	117,000 m ³ N/時 ^{注1)}
乾き排出ガス量	115,000 m ³ N/時 ^{注2)}
排出ガス温度	190 °C

注 1) m³N/時とは、0 °C、1 気圧の標準状態に換算した 1 時間あたりの排出ガス量を示す。また、水分率 20%、O₂10%の値を示した。

注 2) 乾き排出ガス量は、O₂12%換算値を示す。

(2) 処理フロー

清掃工場の全体処理フローを、図 3.2-8及び図 3.2-9に示す。

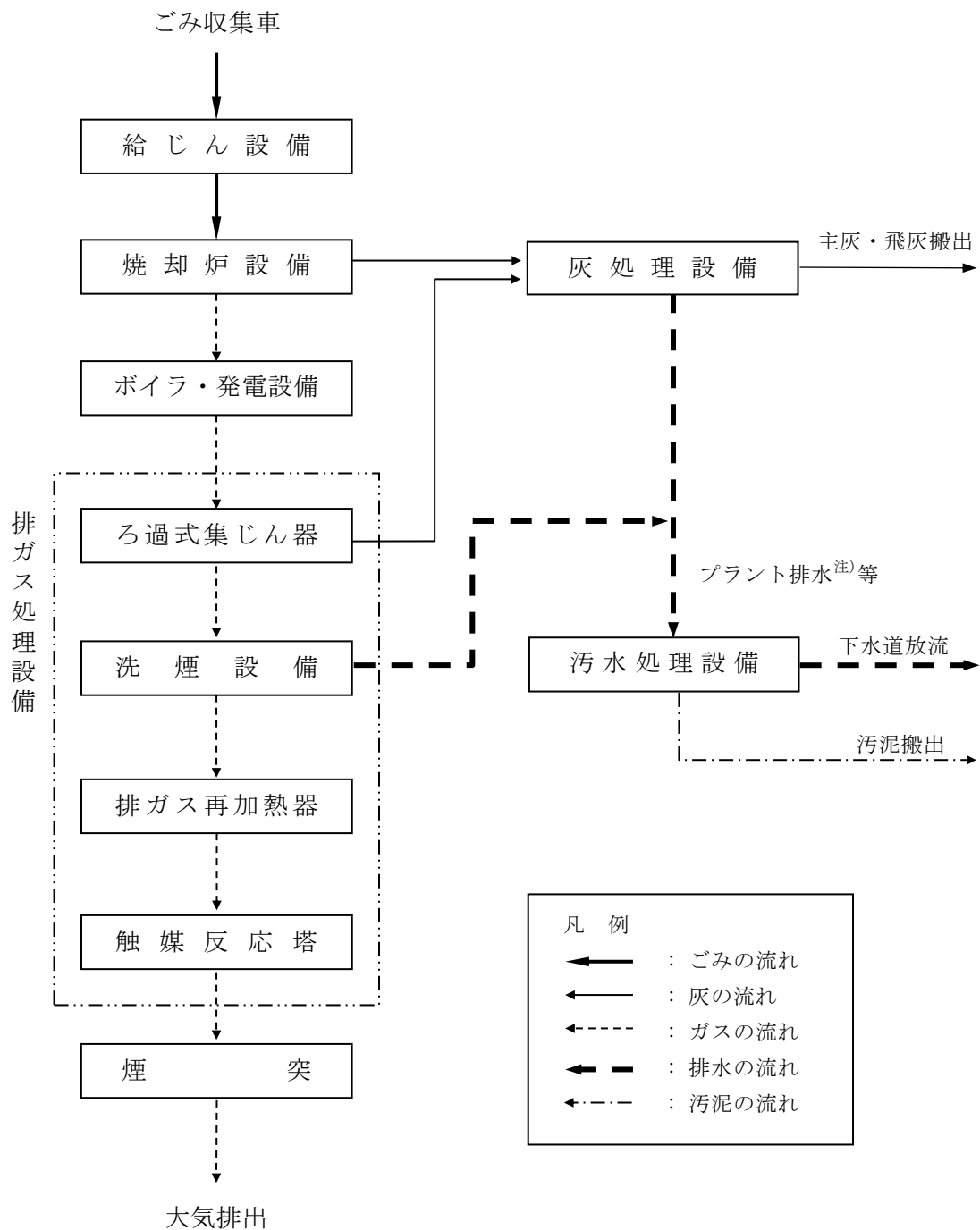


図 3.2-8 全体処理フロー

注) 排ガス処理設備や灰処理設備等から発生する排水の総称 (図 3.2-11 参照)

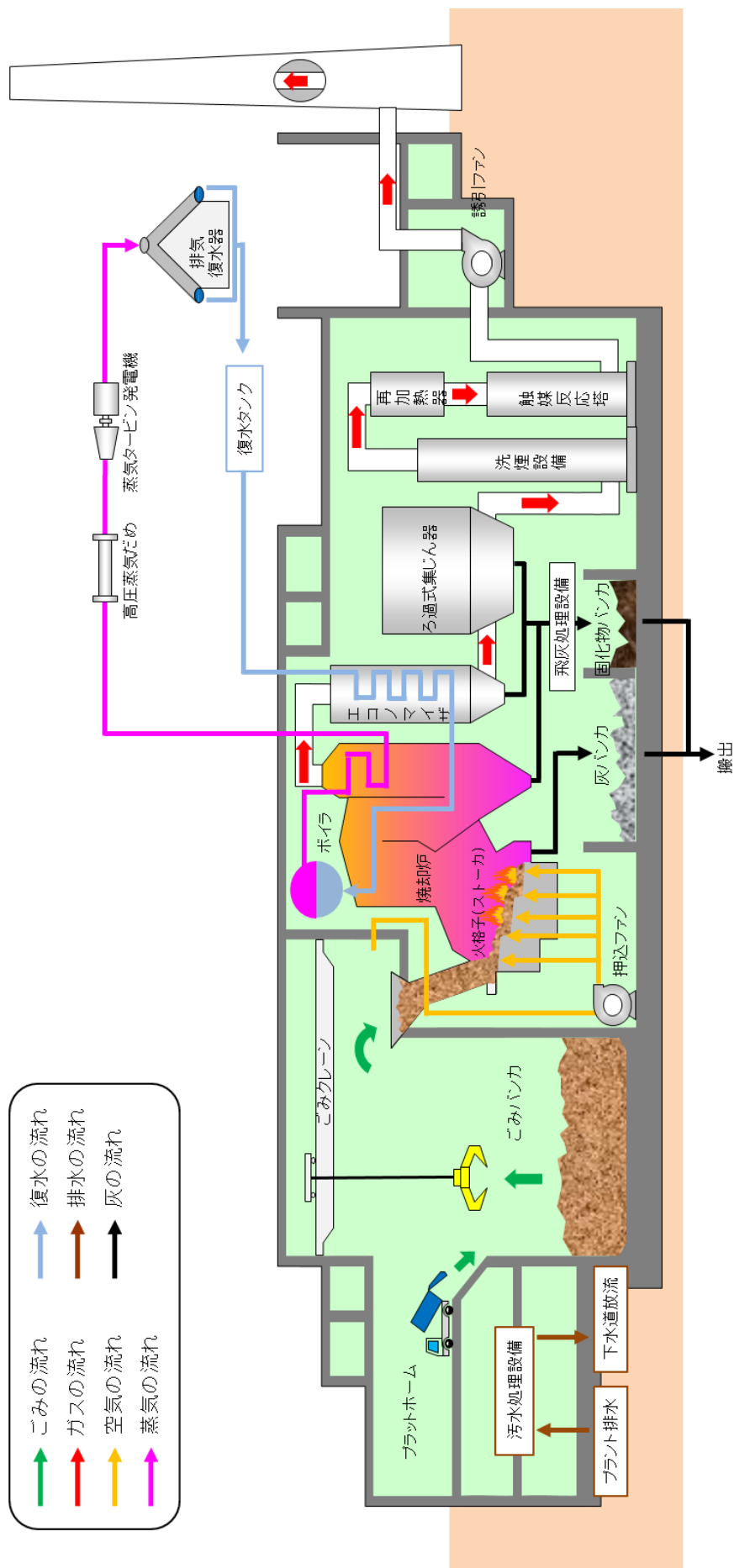


図 3.2-9 全体処理フロー（模式図）

(3) プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

ア 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、ごみ計量器で計量し、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは4日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみをクレーンでかくはんし、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカにはゲートを設け、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。プラットホームの出入口には扉及びエアカーテンを設置し臭気の流出を防止する。

なお、臭気物質は焼却炉内において高温で熱分解し、脱臭する。

イ 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。ごみを火格子（ストーカ）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ダイオキシン類の発生を抑制するため、800℃以上に維持し、ガスの滞留時間を2秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス（排ガス）の一酸化炭素濃度等を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

ウ ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する熱及び燃焼ガスの廃熱を、蒸気として回収し、回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコマイザ^{注)}では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、燃焼ガスの温度を下げる。

エ 排ガス処理設備

焼却炉から発生する熱及び燃焼ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルター）、洗煙設備、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

(ア) ろ過式集じん器（バグフィルター）

排ガス中のばいじんを分離・除去するとともに、薬剤を吹き込み、ダイオキシン類、重金属類、塩化水素及び硫黄酸化物を除去する。

注) 燃焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のことで、「節炭器」とも呼ばれる。

(イ) 洗煙設備

排ガスを苛性ソーダ水溶液により洗浄し、塩化水素、硫黄酸化物を除去する。また、水銀等の重金属との反応性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加することにより、水銀を除去する。

(ロ) 排ガス再加熱器

排ガスを高温の蒸気により再加熱し、触媒反応塔での触媒反応の向上を図る。

なお、洗煙設備で減湿された後再加熱されることで、煙突出口での排ガス中の水分による白煙も抑制される。

(ハ) 触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物やダイオキシン類を触媒の働きで分解する。

オ 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図 3.2-10に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰^{注1)}と飛灰^{注2)}に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場で埋立処分するほか、セメント原料化（主灰のみ）や徐冷スラグ化（主灰及び飛灰処理汚泥）による資源化を進め、最終処分量を計画的に削減する。また、新たな焼却灰の資源化技術として、焼成砂化の実証確認に取り組み、更なる資源化を進める。

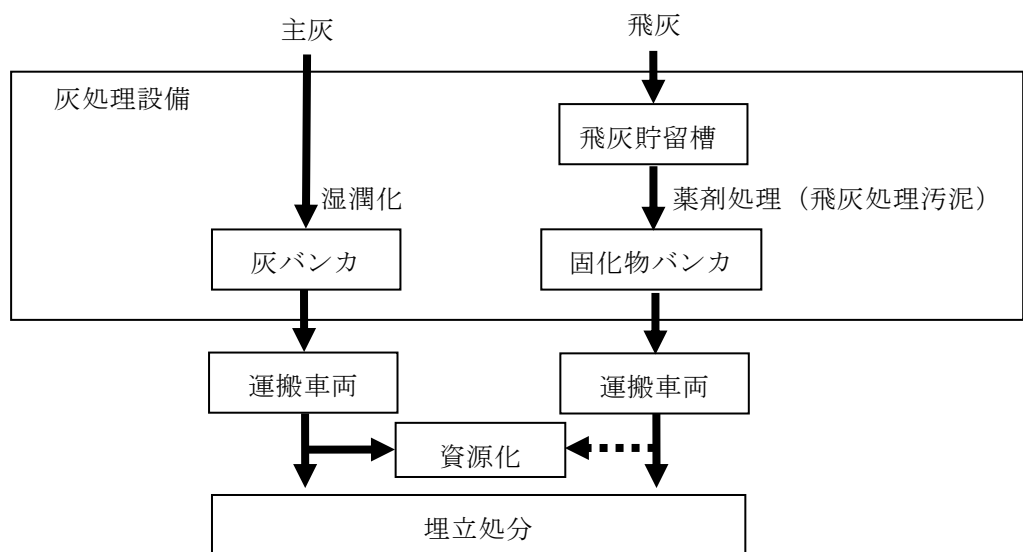


図 3.2-10 灰処理フロー

注 1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「燃え殻」をいう。

注 2) 飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

カ 汚水処理設備

洗煙汚水等の汚水中に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場で埋立処分する。

キ 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガス等を通すステンレス製の内筒を設置する構造とする。

3.2.2.3 エネルギー計画

建替後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。それぞれの使用量は約 3,386 万 kWh/年、約 15 万 m³/年の計画である。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、発電や温水を施設内で利用するとともに売電や北区施設（北区立元気ふらぎ）へ熱供給を行う。ごみ発電量は 11,287 万 kWh/年、場外への熱供給量は 6,526 GJ/年の計画である。

なお、太陽光発電も行う計画であり、その計画値は 4.0 万 kWh/年である。

3.2.2.4 給排水計画

(1) 給水計画

本事業における常用する給水は、上水とする。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。

(2) 排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図 3.2-11に示す。

プラント排水は汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、下水道への放流を停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路に降った雨水のうち、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水流出抑制槽に貯留した後、下水道へ放流する。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水流出抑制槽に貯留した後、下水道に放流する。

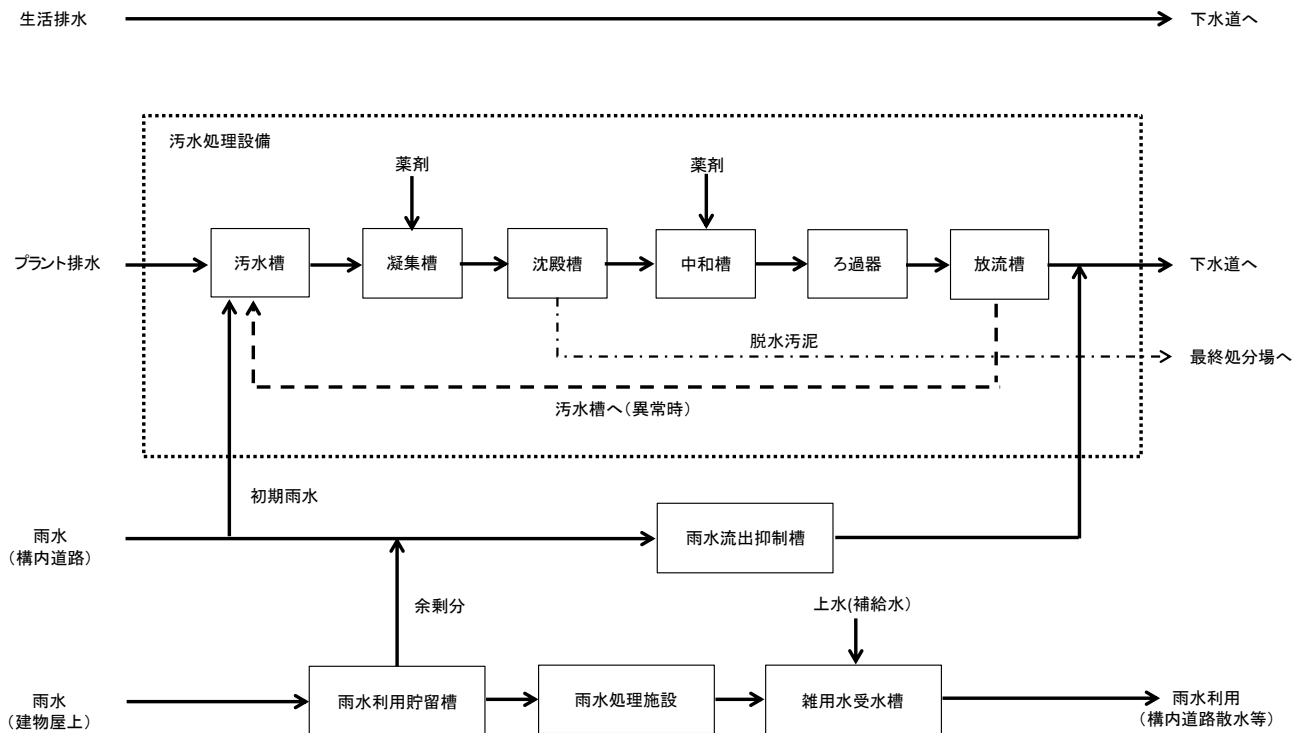


図 3.2-11 排水処理フロー

3.2.2.5 緑化計画

計画地の東側を除く敷地周囲は、低層及び中・高層建築物である住宅等に囲まれており、清掃工場との分離を行うため、計画地を緑化する。

また、可能な限り屋上を緑化し、屋上緑化については、低木等を配置する。更に、「北区みどりの条例」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 216 号）（以下「東京都自然保護条例」という。）における「緑化計画書制度」の基準を遵守するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）（以下「東京都環境確保条例」という。）における「建築物環境計画書制度」、「東京都環境基本計画」及び「北区緑の基本計画 2020」の趣旨を十分に勘案し、可能な範囲で緑化に努める。

計画地の緑化に当たっては、緩衝緑地を配置し、高木や中・低木等を適切に組み合わせた植栽を行い、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮し、地域環境に溶け込んだ清掃工場として機能することを目指す。

関係条例・基準等に基づく必要緑地面積等及び計画緑地面積等は、表 3.2-5 に示すとおりである。また、必要緑地面積等の算定については、表 3.2-6 に示すとおりである。

表 3.2-5 必要緑地面積等及び計画緑地面積等

条例・基準等	対象	必要緑地面積等	計画緑地面積等
北区みどりの条例	地上部	1,593.16m ² 以上	3,100m ²
	接道部	338.20m以上	340m
東京都自然保護条例 (緑化計画書制度)	地上部	2,500.87m ² 以上	3,100m ²
	接道部	338.20m以上	340m
	建築物上	925m ² 以上	925m ²

注) 計画段階の面積のため実際とは異なる場合がある。

表 3.2-6 必要緑地面積等の算定

条例・基準等	対象	算定式 ^{注1)}	必要緑地面積等
北区みどりの条例	地上部	敷地面積×0.08	1,593.16m ²
		19,914.48×0.08=1,593.16m ²	
	接道部	接道部長さ×0.7	338.20m
		483.14×0.7=338.20m	
東京都自然保護条例 (緑化計画書制度)	地上部 ^{注2)}	(敷地面積－建築面積)×0.25	2,500.87m ²
		(19,914.48－9,911)×0.25=2,500.87m ²	
		(敷地面積－敷地面積×建蔽率×0.8)×0.25	
		(19,914.48－19,914.48×0.6×0.8)×0.25 =2,588.88m ²	
	接道部	接道部長さ×0.7	338.20m
		483.14×0.7=338.20	
建築物上	屋上面積 ^{注3)} ×0.25	925m ²	
	3,700×0.25=925m ²		

注1) 必要緑地面積等の算定に必要な諸元は、敷地面積：19,914.48m²、建築面積：9,911m²、法定建蔽率：60%、接道部長さ：483.14m、屋上面積（人の出入り及び利用可能な部分）：約3,700m²である。

注2) 算定式より得られる数値の小さい方の面積以上を確保する。

注3) 「屋上の面積」とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分のうち、建物の管理に必要な施設（ソーラーパネル、空調機器等）に係る部分を除いた面積をいう。

3.2.2.6 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は、重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分するほか、セメント原料化（主灰のみ）や徐冷スラグ化（主灰及び飛灰処理汚泥）による資源化を進め、最終処分量を計画的に削減する。また、新たな焼却灰の資源化技術として、焼成砂化の実証確認に取り組み、更なる資源化を進める。

なお、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

4 施工計画及び供用の計画

4.1 施工計画

4.1.1 工事工程の概要

工事は令和4年度に着手し、令和11年度にしゅん工する予定である。工事工程を表4.1-1に示す。

なお、作業時間は、原則として午前8時から午後6時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び建替え後の施設概要は、表3.2-1及び表3.2-2（p.6参照）に示すとおりである。

表 4.1-1 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	4	5	6	7	8	9	10	11
準備工事		■						
解体工事・土工事		■						
く体・プラント工事				■				
外構工事						■		
試運転								■

4.1.2 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

4.1.2.1 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等を設置し、資材置き場等を整備する。

4.1.2.2 解体工事・土工事

(1) 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事に当たっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 高圧洗浄機等による解体作業実施前の設備内部付着物（ダイオキシン類を含むばいじん等）の除去汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生（図 4.1-1 参照）
- ⑥ 汚染空気のチャコールフィルター等（ダイオキシン類対応の環境集じん器）による適切な処理（図 4.1-1 参照）
- ⑦ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理
- ⑧ 既存煙突は、外筒と内筒により構成されており、外筒の中に排ガスの通り道である内筒が1本ある。この解体方法について、図 4.1-2 に示すとおり、外筒を残したまま内筒を解体し、その後に外筒を解体する。この解体作業に当たっては、工程ごとに適切な養生等を行い、粉じんの飛散や騒音・振動の低減に努める。また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年11月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

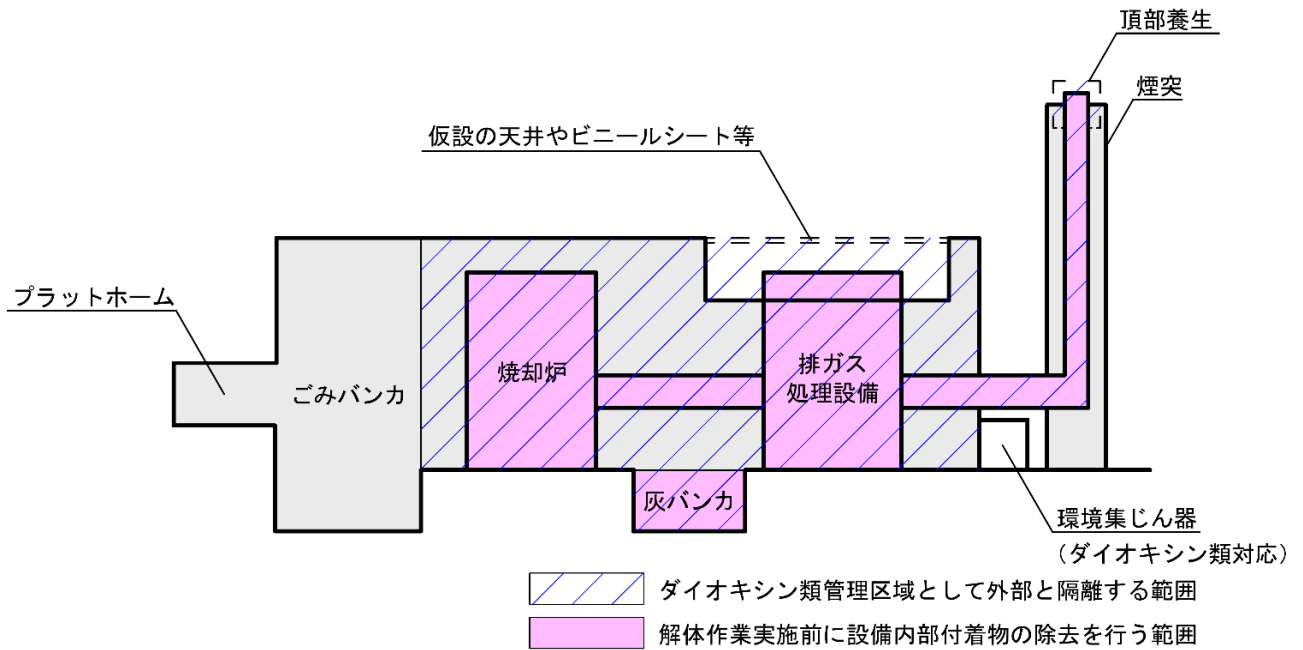


図 4.1-1 作業場所の分離・養生

(2) 既存建築物及び煙突外筒解体

既存建築物及び煙突外筒は、油圧圧砕機及びワイヤーソー等を用いて解体する。ワイヤーソー等静的工法については、可能な限り採用していく。解体に当たっては、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、アスベストについては、外壁にはアスベストが含まれていないことは確認済みであるが、解体前に内装建材等のアスベスト含有が疑わしい部位について調査し、処理が必要な場合、関係法令に基づき適切に処理する。

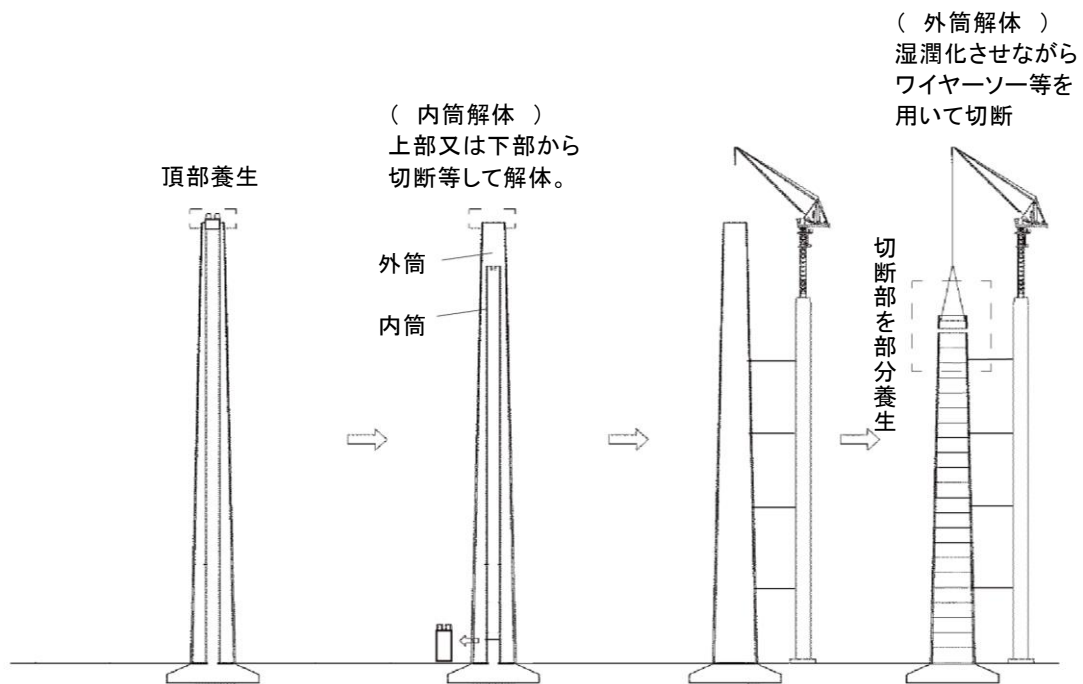


図 4.1-2 煙突解体概念図

(3) 土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留めを行う。山留め壁を支える支保工は、切梁等により支持する。

掘削工事は、バックホウ及びクラムシェル等を用い、山留め壁で囲まれた部分の掘削を行う。また、掘削工事とあわせて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

なお、計画地内の北西緑地内地下には、既存の北清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封込め槽が存在しているが、この区画での作業は仮設事務所や資材置き場に転用するため、封込め槽を掘削する予定はない。

今後、本事業の実施に当たっては、掘削工事による封込め槽への影響を確認するため、地下水流動の状況を踏まえ、槽周縁に観測井を設置し地下水質の定期測定を行っていく。

4.1.2.3 く体・プラント工事

(1) 基礎・地下く体工事

杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分を鉄筋コンクリート造で構築する。

(2) 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラークレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。

(3) プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラークレーン等を用いて行う。

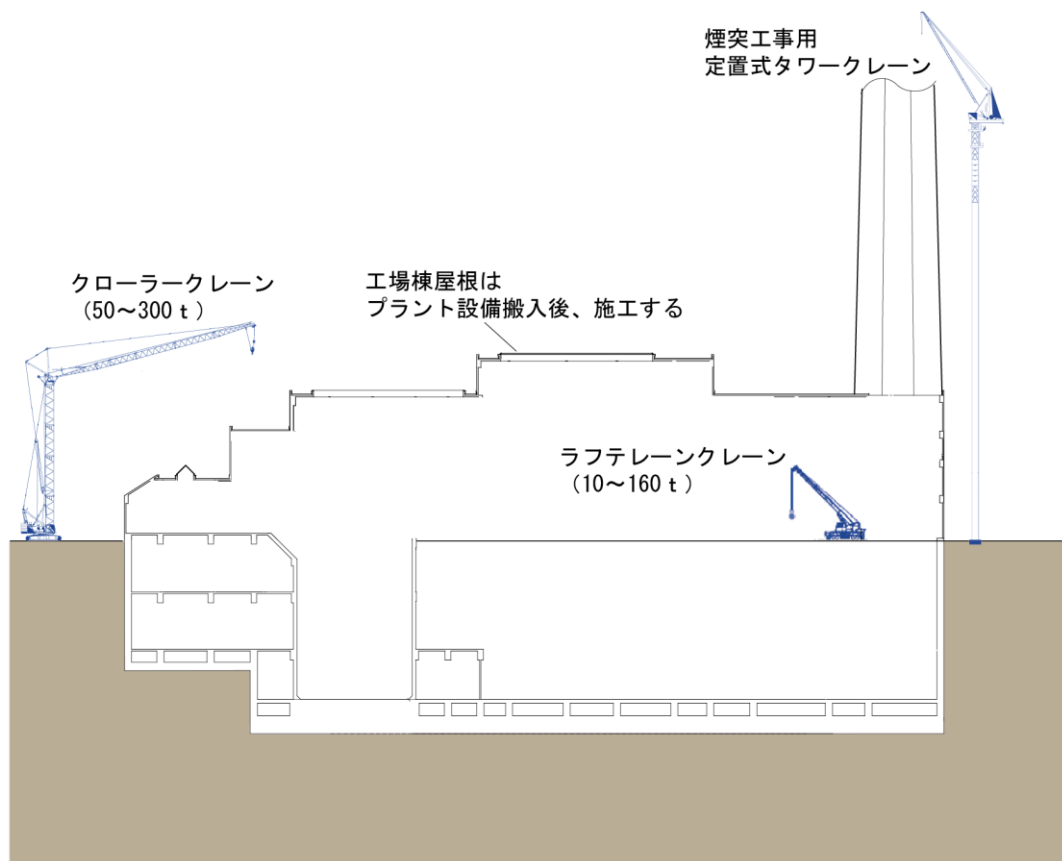


図 4.1-3 く体・仕上工事の工事概念

4.1.2.4 外構工事

外構工事としては、構内道路工事及び植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

なお、浸水対策として、敷地地盤の一部かさ上げ工事をく体工事と並行して行う。

4.1.3 建設機械及び工事用車両

4.1.3.1 建設機械

工事の進捗に応じ、表 4.1-2に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 4.1-2 工種別建設機械（工事用車両を除く）

主要工程	主な作業	主な建設機械											
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	振動ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	タワークレーン	油圧圧砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	全周回杭打設機	コンクリートポンプ車	クラムシエル
準備工事	仮囲い設置 仮設電源設置	○	○			○							
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW等） 掘削	○	○			○		○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○	○		○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○	○	○	○						○	

4.1.3.2 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.1-4に示すとおりである。

また、工事期間中の工事用車両台数は、ピークが工事開始後34か月目で、1日における工事用車両台数は片道287台（大型278台、小型9台）である。

なお、工事用車両については、「東京都環境確保条例」他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

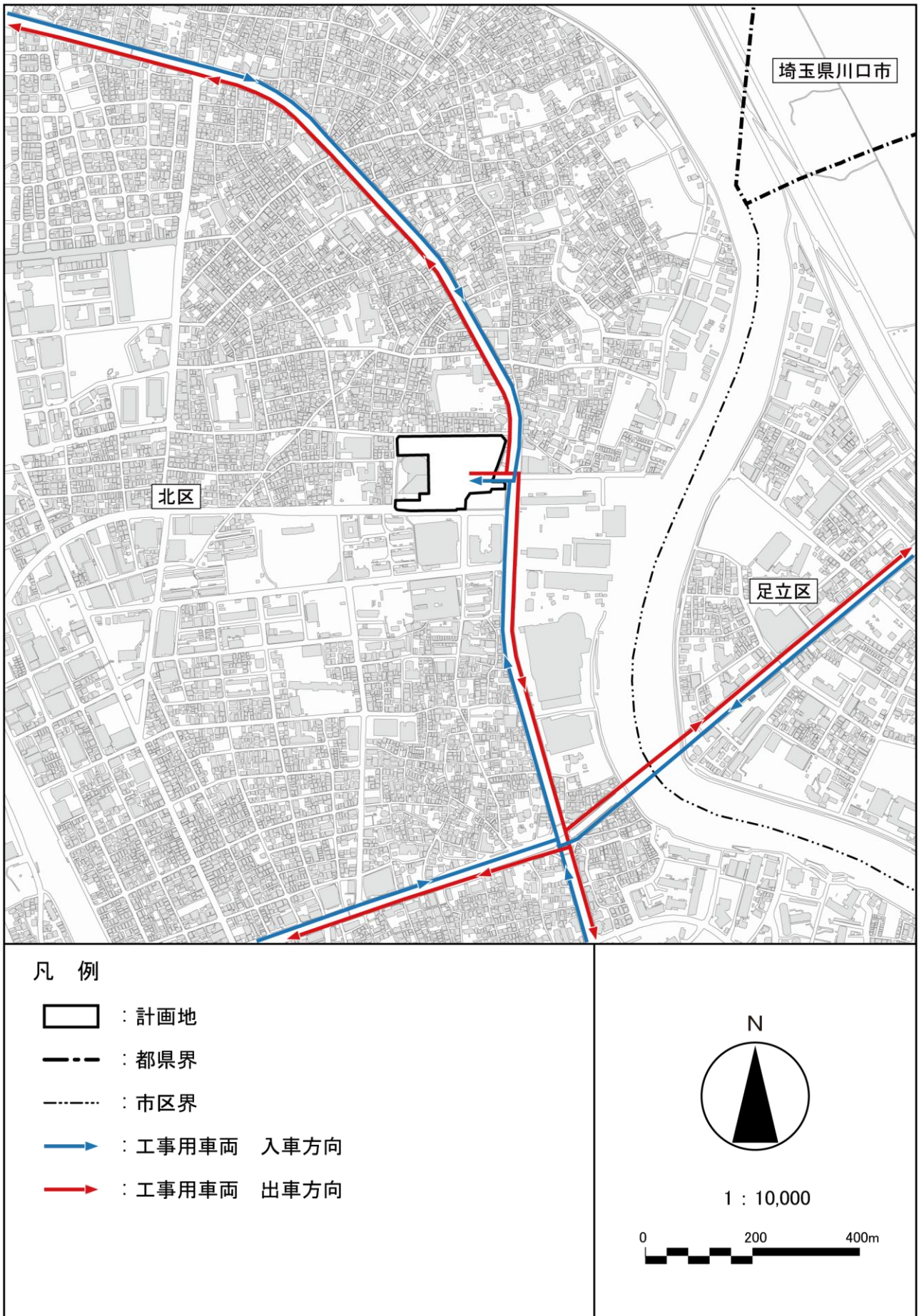


図 4.1-4 工事用車両の主な走行ルート

4.2 供用の計画

4.2.1 ごみ収集車両等計画

4.2.1.1 運搬計画

(1) ごみ等の運搬

北区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

施設稼働に伴い発生する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬して埋立処分する。ただし、主灰については、民間のセメント工場へ搬出し、セメントの原料化^{注1)}を図る。

(2) 搬出日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの8時から17時までとする。

(3) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図 4.2-1及び図 4.2-2に示すとおりである。

(4) ごみ収集車両等台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時^{注2)}、ごみ収集車両667台/日、灰等運搬車両13台/日、合計680台/日と予測される。

(5) 時間帯別予測台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は、表 4.2-1に示すとおりである。

表 4.2-1 時間帯別予測台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両	灰等運搬車両	合計
8:00～ 9:00	81	0	81
9:00～10:00	145	5	150
10:00～11:00	130	1	131
11:00～12:00	70	0	70
12:00～13:00	19	0	19
13:00～14:00	128	6	134
14:00～15:00	84	1	85
15:00～16:00	10	0	10
16:00～17:00	0	0	0
合計	667	13	680

注) 時間帯別予測台数は既存施設の実績により按分した。

注1) 今後、セメント原料化以外（徐冷スラグ等）の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化についても推進する。

注2) ごみ搬入は月曜日から土曜日までの週6日である。一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン（600トン/日×7日÷6日）搬入する条件で台数を算出した。

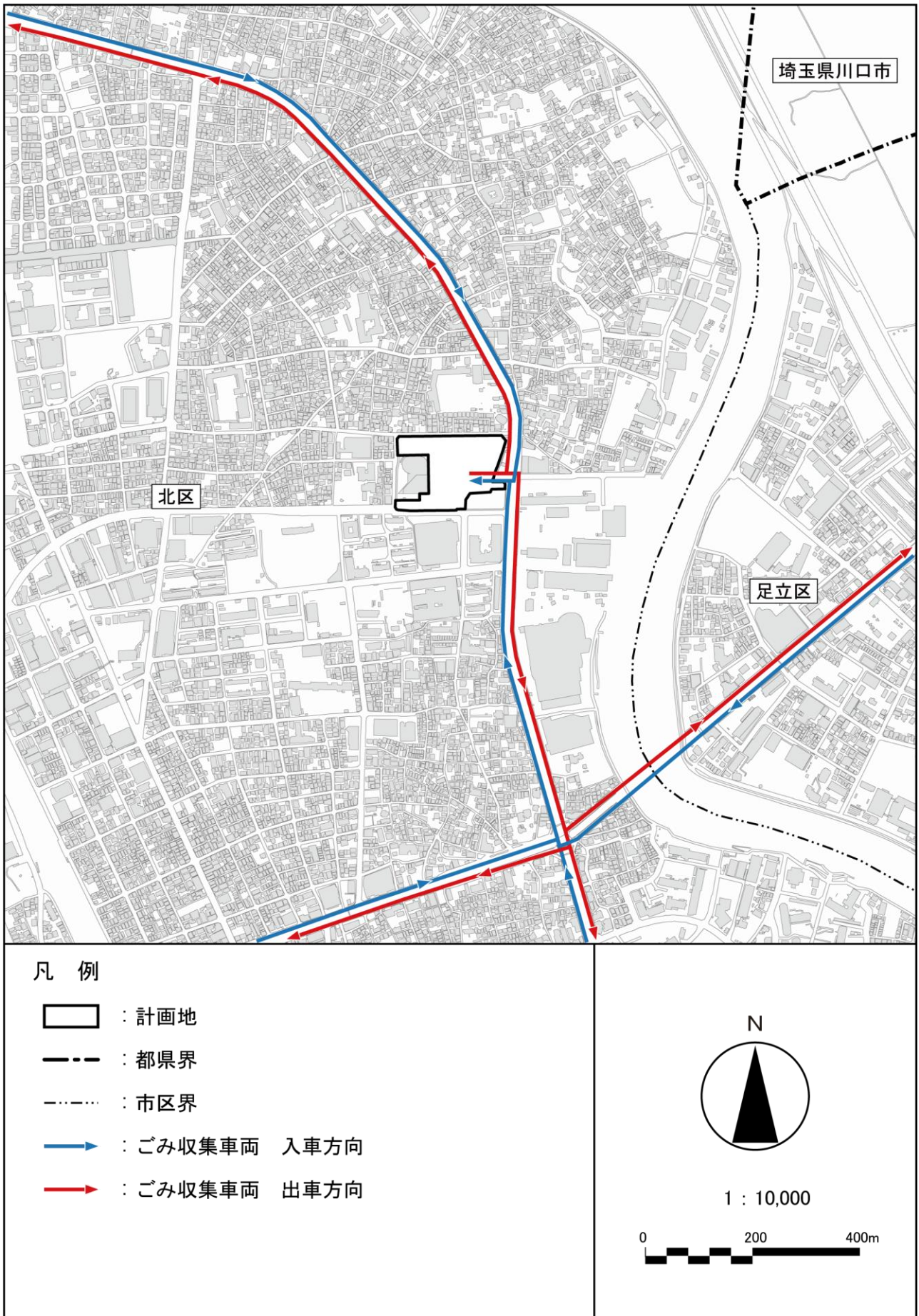


図 4.2-1 ごみ収集車両の主な走行ルート

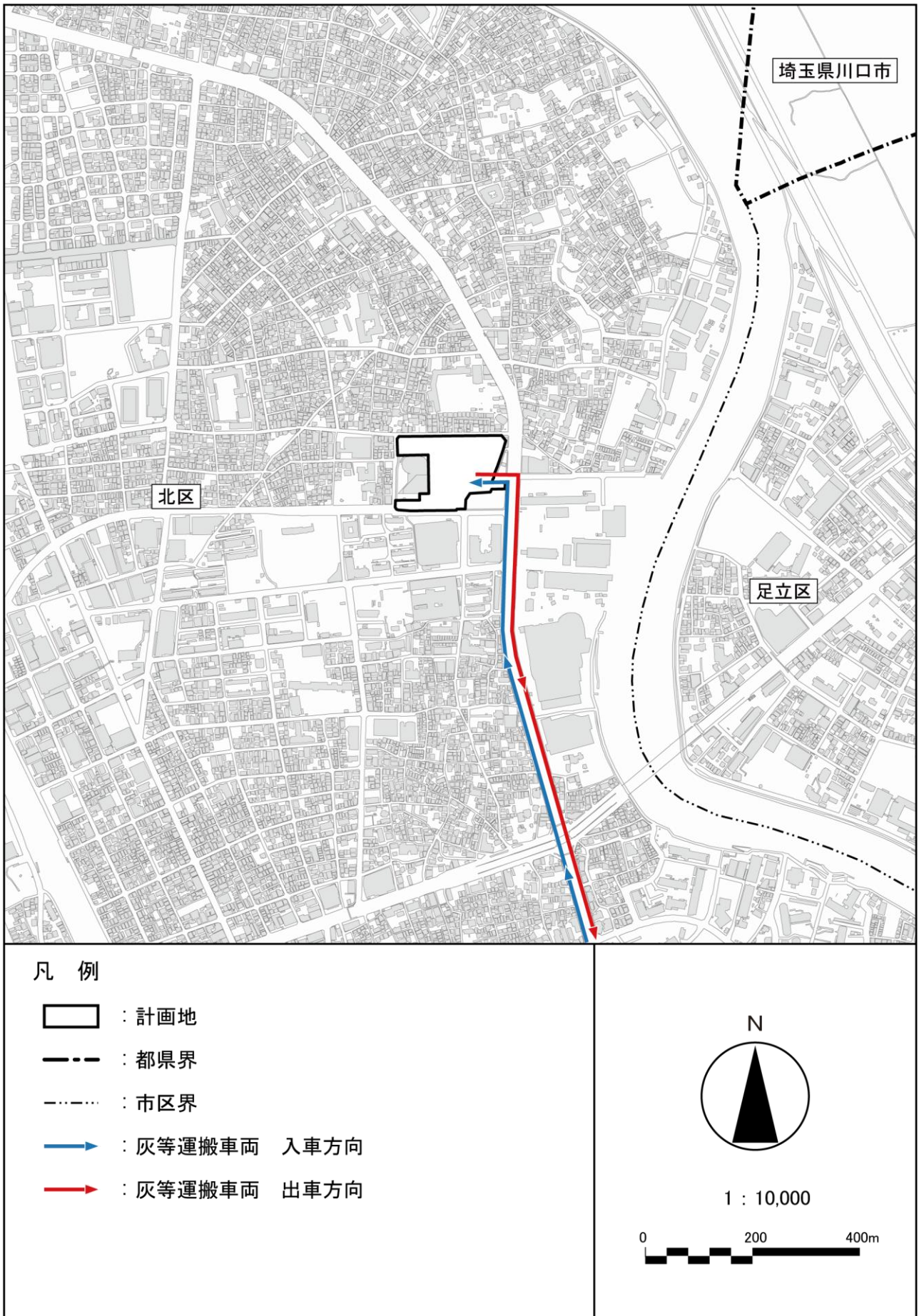


図 4.2-2 灰等運搬車量の主な走行ルート

5 事後調査の計画

5.1 大気汚染

5.1.1 工事の施行中

5.1.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.1-1(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.1-1(1) 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）	工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
予測条件の状況	・ 気象の状況（風向、風速、気温、湿度） ・ 一般環境大気質（バックグラウンド濃度）	
	建設機械の稼働状況（種類、台数、使用状況）	・ 工事用車両の台数 ・ 断面交通量（時間帯別、車種別、方向別）

表 5.1-1(2) 調査事項

区分	調査事項	
<p>環境保全のための措置の実施状況</p>	<p>【建設機械に関する保全のための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・ 計画地の敷地境界に高さ 3 m 程度の仮囲いを設ける。 ・ 工事現場及び工事用道路には、学校や住宅が近接していることを考慮し、散水及びシートによる養生等を行い、粉じんの発生を防止する。 ・ 計画地の敷地境界には、学校や住宅等配慮が必要な施設が近接している箇所に、仮囲いの上部から 2 m の防塵シート等を設置する。 ・ 工事施行中の粉じんの飛散防止について、工事関係者に環境保全の措置の内容を周知徹底する。 ・ 解体工事におけるダイオキシン類及びアスベストについては、関係法令等に準拠した措置を講じ、飛散を防止する。 ・ 煙突の解体に当たっては、工程ごとに適切な養生等を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・ 既存建築物及び煙突外筒の解体に当たっては、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用していく。 ・ 飛灰搬出設備棟の解体に当たっては、建屋全体を覆う全覆い仮設テント等及び負圧集じん器を設置してテント内を負圧に保ち、粉じんの飛散を防止する。 ・ 解体に当たっては、適宜散水し、粉じんの飛散を防止する。 ・ 仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。 	<p>【工事用車両に関する保全のための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両のタイヤに付着した泥・土の水洗いを行うための洗浄設備等を出口付近に設置し、泥・土が周辺に出ないように配慮する。 ・ 工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配備し、清掃に努める。 ・ 工事用車両については、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを指導する。

5.1.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.1.1.3 調査手法

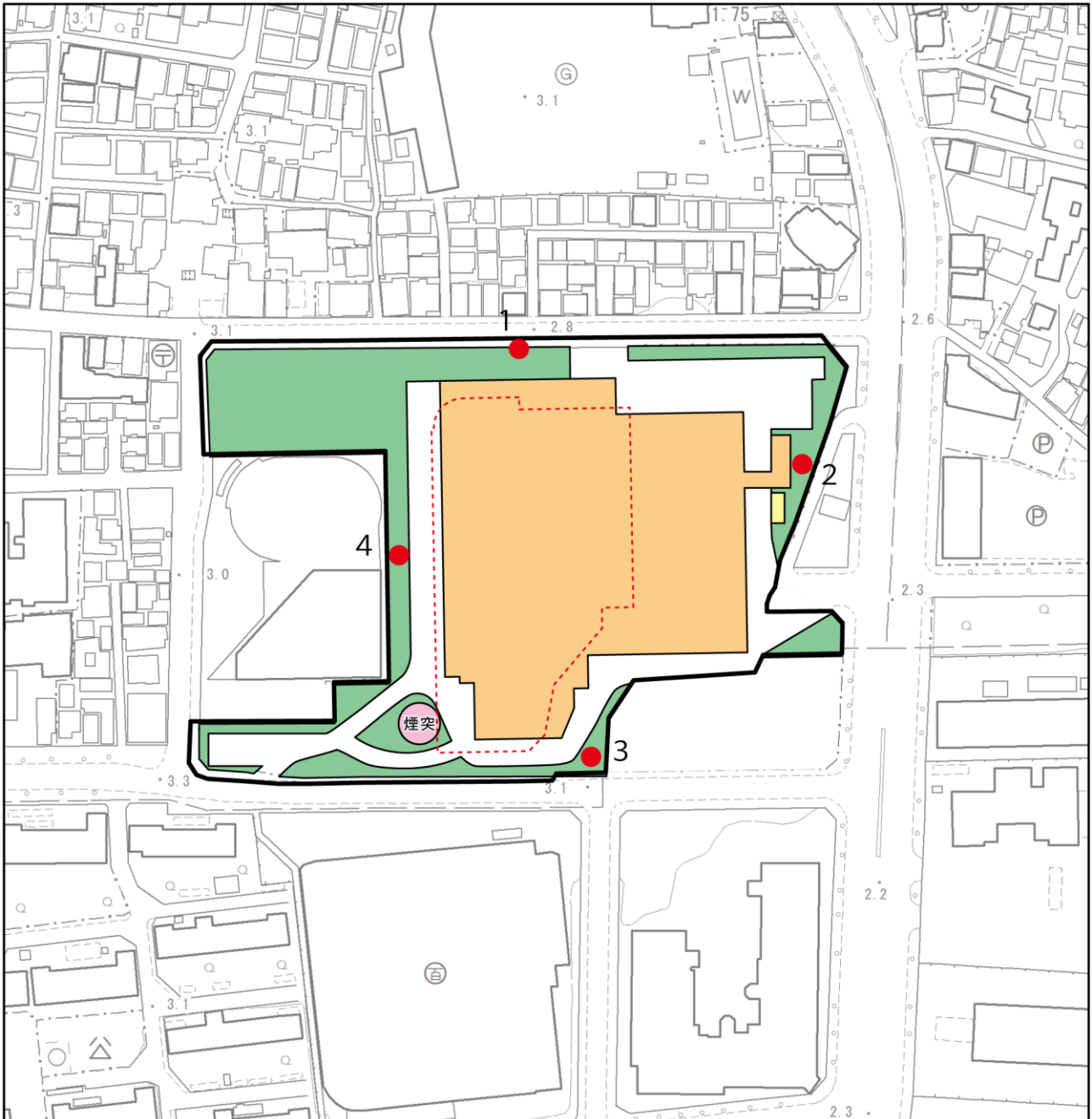
調査手法は、表 5.1-2(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.1-2(1) 調査手法





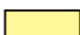

調査事項	建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）	工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）	
調査時点	建設機械から発生する排出ガス量が最大となる時点（工事開始後 28～39 か月目）とする。	工事用車両から発生する排出ガス量が最大となる時点（工事開始後 34 か月目）とする。	
調査期間	予測した事項	代表的な 7 日間とする。	
	予測条件の状況	【気象の状況／一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 代表的な 7 日間とする。	
		【建設機械の稼働状況】 代表的な 7 日間とする。	【工事用車両の台数及び断面交通量】 「予測した事項」と同一期間内の代表的な 1 日（24 時間）とする。
環境保全のための措置の実施状況	工事の施行中の随時とする。		
調査地点	予測した事項	図 5.1-1 に示す、敷地境界の 4 地点とする。	図 5.1-2 に示す、予測した地点と同様の 2 地点とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 計画地内の 1 地点とする。	【工事用車両の台数及び断面交通量】 図 5.3-2（p. 51 参照）に示すとおり、現況調査と同一の地点とする。
		【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 計画地周辺の一般環境大気測定局とする。	
環境保全のための措置の実施状況	計画地及びその周辺とする。		

表 5.1-2(2) 調査手法

	調査事項	建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）	工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
調査方法	予測した事項	大気質の測定方法は、表 5.1-7(p. 41 参照)に示す測定方法とする。	
	予測条件の状況	<p>【気象の状況】 「地上気象観測指針」（気象庁）に準じた方法とする。</p> <p>【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 既存資料調査により、調査地域内の大気汚染常時測定局における測定結果を収集・整理する。</p>	
		<p>【建設機械の稼働状況】 現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。</p>	<p>【工事用車両の台数】 工事関連資料の整理による方法とする。</p> <p>【断面交通量】 目視等による計数の連続調査とする。</p>
環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。		



凡 例

-  : 計画地
-  : 計画建築物
-  : 既存建築物
-  : 緑地
-  : 駐輪場
-  : 調査地点 (1~4)



1 : 2,000



図 5.1-1 建設機械の稼働に伴う排出ガス調査地点

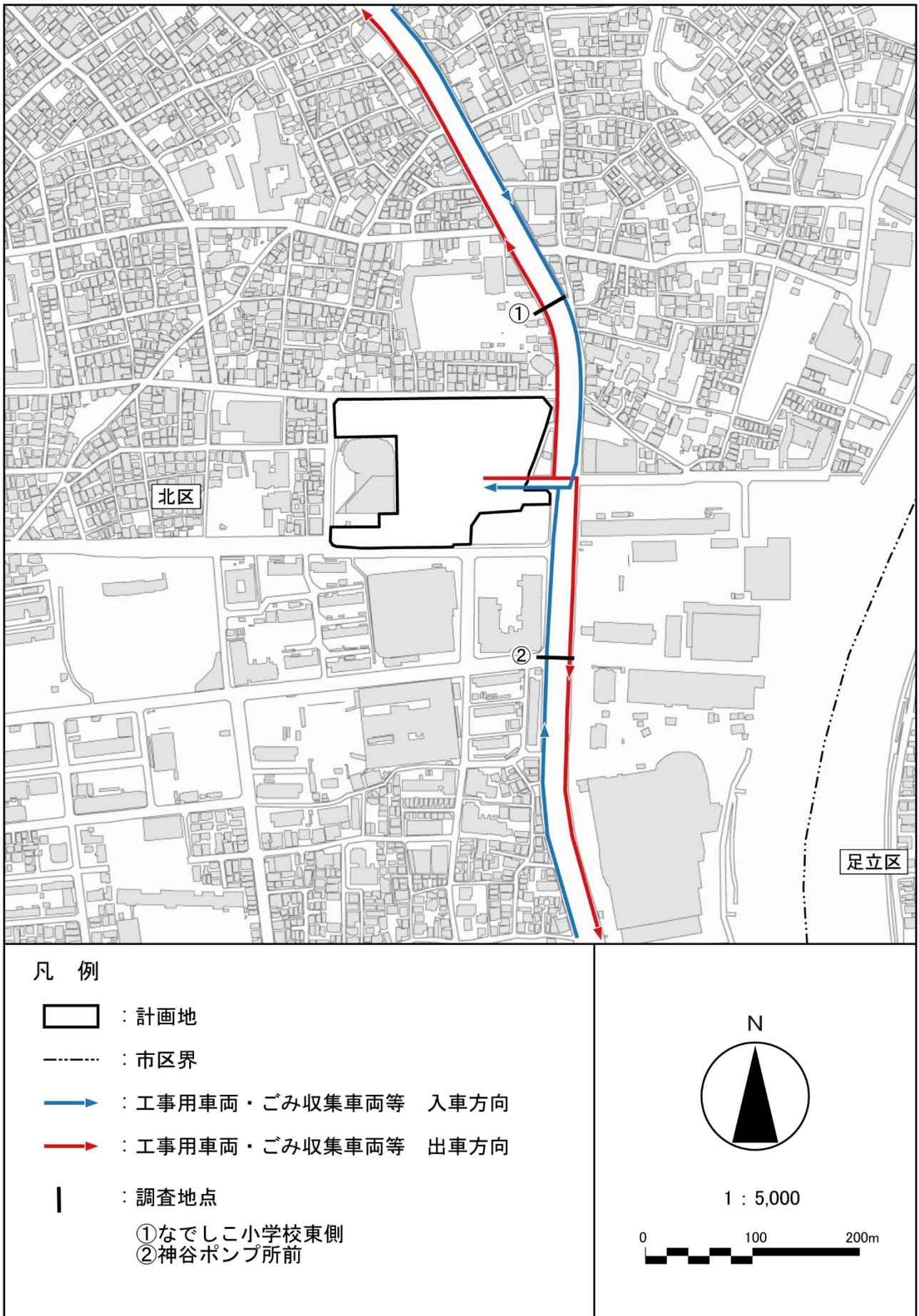


図 5.1-2 工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス調査地点

5.1.2 工事の完了後

5.1.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.1-3に示すとおりとする。

表 5.1-3 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の状況（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象の状況（風向、風速、気温、湿度） ・ 一般環境大気質（バックグラウンド濃度） 	ごみ収集車両等の台数及び断面交通量（時間帯別、車種別、方向別）
環境保全のための措置の実施状況	<p>【施設に関する保全のための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ろ過式集じん器、洗煙設備及び触媒反応塔を設置して煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるとともに、法規制値以下の排出濃度を設定し、これを遵守する。また、定期的に監視を行う。煙突排出ガス中の水銀等の排出濃度については、大気汚染防止法等関連法令に基づき測定・記録を行う。 <p>なお、工場の大気汚染に係る法規制値及び排出濃度は表 5.1-4 に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出濃度を遵守するだけでなく、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるよう努める。 	<p>【ごみ収集車両等に関する保全のための措置】</p> <p>施設内を走行するごみ収集車両等については、アイドリング・ストップを推奨し、また、ごみ収集車両を適切に誘導し、工場敷地内及び周辺道路で渋滞しないよう努める。</p>

表 5.1-4 大気汚染に係る法規制値及び自己規制値

項目	法令に基づく規制値			自己規制値
	根拠法令	規制の内容	法規制値	
硫黄酸化物	「大気汚染防止法」 (昭和 43 年法律第 97 号)	総量規制	286 m ³ N / 日 (58ppm)	10 ppm 以下
ばいじん		濃度規制	0.04 g/m ³ N	0.01 g/m ³ N以下
窒素酸化物		総量規制	12.8 m ³ N / h	50 ppm 以下
		濃度規制	250 ppm	
ダイオキシン類	「ダイオキシン類対策特別措置法」 (平成 11 年法律第 105 号)	濃度規制	0.1 ng-TEQ/m ³ N	—
塩化水素	「大気汚染防止法」 (昭和 43 年法律第 97 号)	濃度規制	700 mg/m ³ N (430 ppm)	10 ppm 以下
水銀		濃度規制	30 μg/m ³ N	—

注 1) 濃度規制の法規制値及び自己規制値は、O₂12%換算値を示す。

注 2) 法規制値の欄の () 内の数値は、自己規制値と比較するために O₂12%換算値を示す。

表 5.1-5 大気汚染に係る環境基準等

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
ダイオキシン類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)
塩化水素	0.02ppm 以下	「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和 52 年環大規 136 号)
水銀	年平均値 0.04 μgHg/m ³ 以下	「「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」について(通知)」(平成 15 年 9 月 30 日環管総発 030930004)

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.1.2.2 調査手法

調査手法は、表 5.1-6 (1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.1-6(1) 調査手法

調査事項		施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の状況（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	4季各7日間とする。	1季7日間とする。
	予測条件の状況	【気象の状況／一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 4季各7日間とする。 【排出物質濃度】 4季各1日間とする。 【施設の稼働状況】 4季各7日間とする。	【気象の状況／一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 1季7日間とする。 【ごみ収集車両等の台数及び断面交通量】 「予測した事項」と同一期間内の代表的な1日（24時間）とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。	
調査地点	予測した事項	図 5.1-3 に示す、予測した地点と同様の5地点とする。	図 5.1-2 に示す、予測した地点と同様の2地点とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 計画地内の1地点とする。	
		【排出物質濃度】 煙突排出ガス測定口とする。 【施設の稼働状況】 計画地内とする。 【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 計画地周辺の一般環境大気測定局とする。	【ごみ収集車両等の台数及び断面交通量】 図 5.3-2（p.51 参照）に示すとおり、現況調査と同一の地点とする。 【道路沿道大気質（バックグラウンド濃度）】 計画地周辺の一般環境大気測定局とする。
環境保全のための措置の実施状況	計画地及びその周辺とする。		

表 5.1-6(2) 調査手法

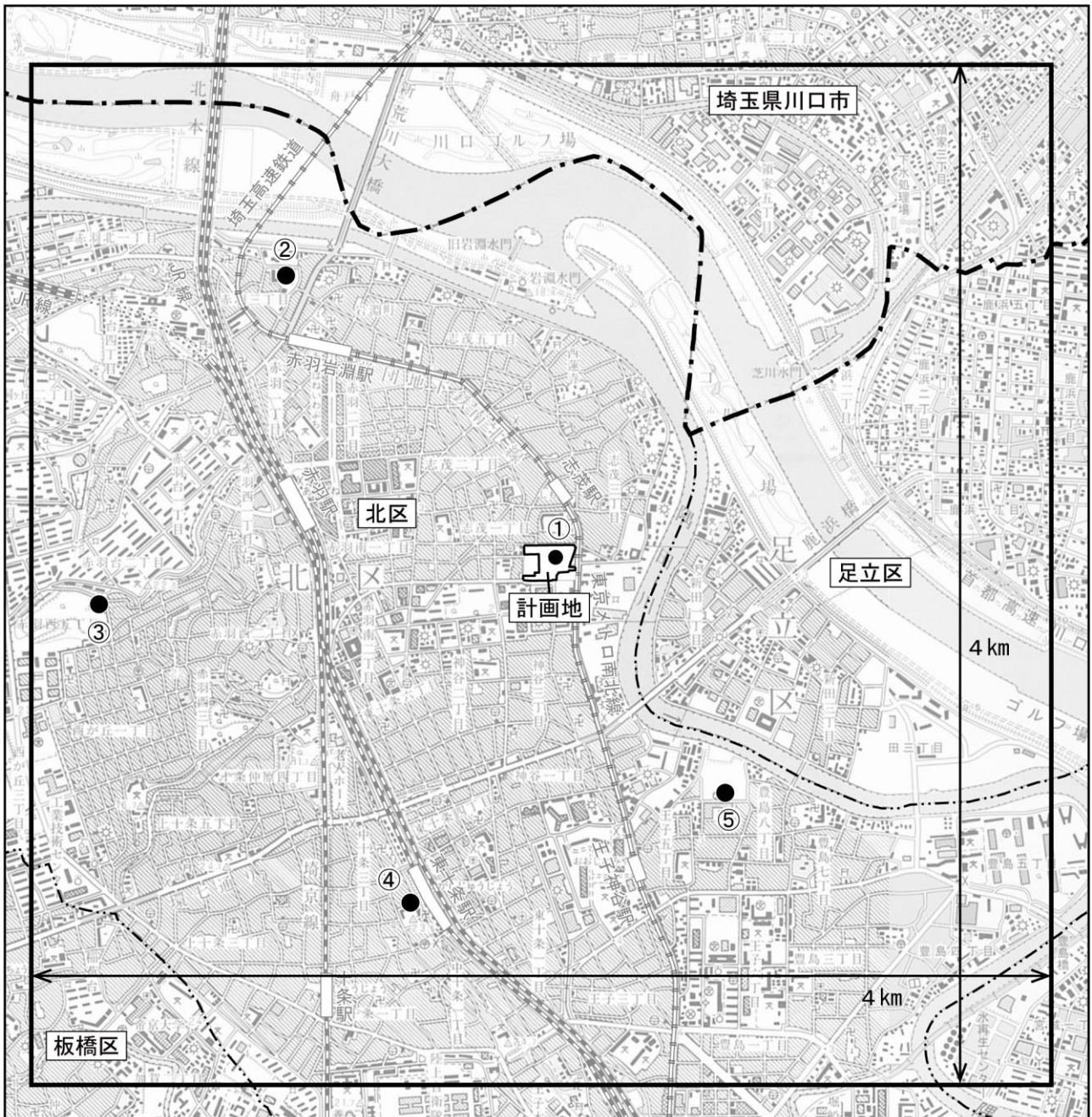
調査事項	施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の状況（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
調査方法	予測した事項	大気質の測定方法は、表 5.1-7 に示す測定方法とする。
	予測条件の状況	<p>【気象の状況】 「地上気象観測指針」（気象庁）に準じた方法とする。</p> <p>【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 既存資料調査により、調査地域内の大気汚染常時測定局における測定結果を収集・整理する。</p> <p>【施設の稼働状況】 現地調査及び関連資料（維持管理記録等）の整理による方法とする。</p>
		<p>【排出物質濃度】 煙突排出ガスの測定方法は、表 5.1-8 に示す測定方法とする。</p> <p>【ごみ収集車両等の台数】 関連資料（搬入・搬出日報等）の整理による方法とする。</p> <p>【断面交通量】 目視等による計数の連続調査とする。</p>
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（維持管理記録等）の整理による方法とする。

表 5.1-7 大気質の測定方法

測定項目	測定方法	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法 (JIS B 7952)	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
浮遊粒子状物質 (SPM)	β 線吸収法 (JIS B 7954)	
二酸化窒素 (NO ₂)	オゾンを用いる化学 発光法 (JIS B 7953)	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
ダイオキシン類 (DXNs)	ガスクロマトグラフ 質量分析法	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚 濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成 11 年環境庁告示第 68 号)
塩化水素 (HCl)	イオンクロマトグラ フ導電率法	「大気汚染物質測定法指針」 (昭和 62 年環境庁大気保全局)
水銀 (Hg)	加熱気化冷原子吸光 法	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」 (平成 31 年 3 月環境省)

表 5.1-8 煙突排出ガス中の汚染物質濃度測定方法

測定項目	測定方法
硫黄酸化物	JIS K 0103
ばいじん	JIS Z 8808
窒素酸化物	JIS K 0104
ダイオキシン類	JIS K 0311
塩化水素	JIS K 0107
水銀	「排出ガス中の水銀測定法」平成 28 年環境省告示第 94 号



凡 例

□ : 計画地

--- : 都県界

- · - · - : 市区界

— — — : JR 線

— + — : 私鉄・地下鉄線

● : 調査地点

① 北清掃工場

② 第四岩淵小学校

③ 赤羽自然観察公園（東門）

④ 荒川小学校

⑤ 豊島八丁目遊び場



1 : 25,000

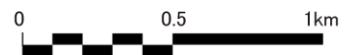


図 5.1-3 施設の稼働に伴う煙突排出ガス調査地域・調査地点

5.2 悪臭

5.2.1 工事の完了後

5.2.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.2-1に示すとおりとする。

表 5.2-1 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	敷地境界の臭気指数	煙突等気体排出口の臭気排出強度	排出水の臭気指数
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の状況（風向、風速、気温、湿度） ・施設の稼働状況（稼働時間、ごみ搬入量、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働状況（稼働時間、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働状況（稼働時間、ごみ焼却量等）
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。 ・プラットホーム入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。 ・ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。 ・焼却炉の稼働時には、ごみバンク内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。 ・ごみバンク内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を 800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。 ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンク内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。 ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンク内の気積に見合ったものとすることにより、脱臭能力を確保する。 ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。 ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理を行い、下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、下水道へ排出する。 		

5.2.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.2.1.3 調査手法

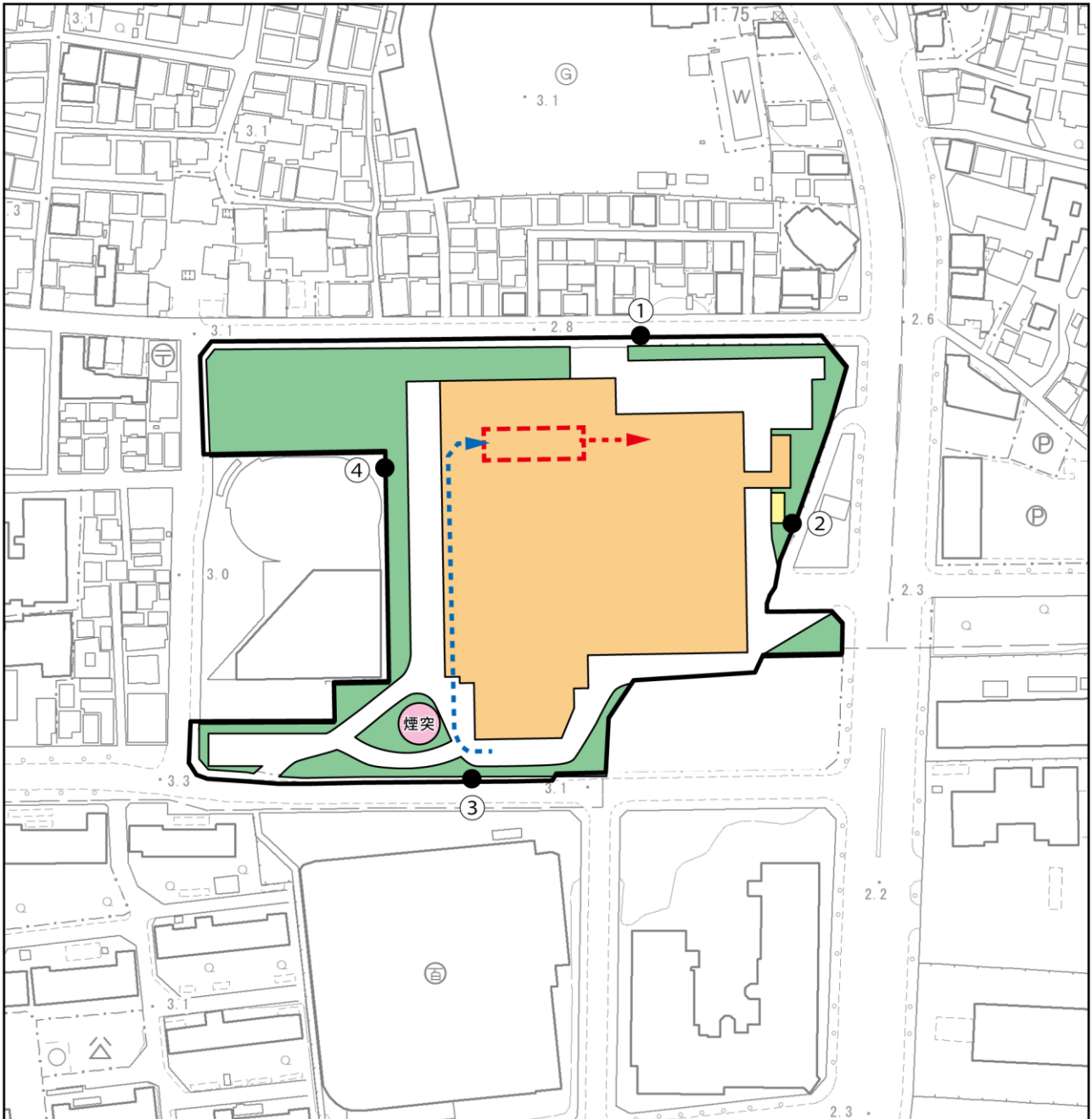
調査手法は、表 5.2-2(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.2-2(1) 調査手法









調査事項	敷地境界の臭気指数	煙突等気体排出口の臭気 排出強度	排出水の臭気指数	
調査時点	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。			
調査期間	予測した事項	夏季の代表的な1日の1回の調査とする。	代表的な1日の1回の調査とする。	夏季の代表的な1日の1回の調査とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 夏季の代表的な1日の1回の調査とする。 【施設の稼働状況】 夏季の代表的な1日の1回の調査とする。	【施設の稼働状況】 ・焼却設備は代表的な1日の1回の調査とする。 ・脱臭装置は炉停止期間中の代表的な1日の1回の調査とする。	【施設の稼働状況】 夏季の代表的な1日の1回の調査とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。		
調査地点	予測した事項	図 5.2-1 に示す4地点とする。	煙突排出ガス測定口及び脱臭装置排出口とする。	放流槽とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 図 5.2-1 に示す4地点とする。 【施設の稼働状況】 計画地内とする。	—	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		

表 5.2-2(2) 調査手法

調査事項		敷地境界の臭気指数	煙突等気体排出口の臭気排出強度	排出水の臭気指数
調査方法	予測した事項	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年環境庁告示第63号）に準じた方法とする。		
	予測条件の状況	【施設の稼働状況】 現地調査及び関連資料（搬入日報等）の整理による方法とする。		
		【気象の状況】 簡易風向風速計等により、風向、風速、気温、湿度を記録する。	—	
環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。			



凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|  | : 計画地 |  | : 悪臭調査地点 |
|  | : 計画建築物 | ① | 敷地境界北側 |
|  | : 緑地 | ② | 敷地境界東側 |
|  | : 駐輪場 | ③ | 敷地境界南側 |
|  | : プラットホーム | ④ | 敷地境界西側 |
|  | : 新建築物内の入車経路 | | |
|  | : 新建築物内の出車経路 | | |



1 : 2,000

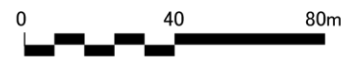


図 5.2-1 施設の稼働に伴う悪臭調査地点

5.3 騒音・振動

5.3.1 工事の施行中

5.3.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.3-1に示すとおりとする。

表 5.3-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動
予測条件の状況	建設機械の稼働状況（種類、台数、使用状況）	工事用車両の台数及び断面交通量（時間帯別、車種別、方向別）
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の敷地境界に高さ3m程度の仮囲いを設ける。 ・解体には、事前に騒音・振動対策を計画し、発生を極力少なくするよう努める。 ・工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。既存建築物及び煙突外筒の解体に当たっては、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用していく。 ・工事は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。 ・建設機械類の配置については、1か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。 ・計画地周辺の住宅、学校、保育所、福祉施設等への影響を配慮し、適切な防音対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行に当たっては、規制速度を厳守する。 ・工事用車両の搬出入については、車両の走行ルートの変更、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。 ・工事用車両の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底する。

5.3.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.3.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.3-2(1)及び(2)に示すとおりとする。

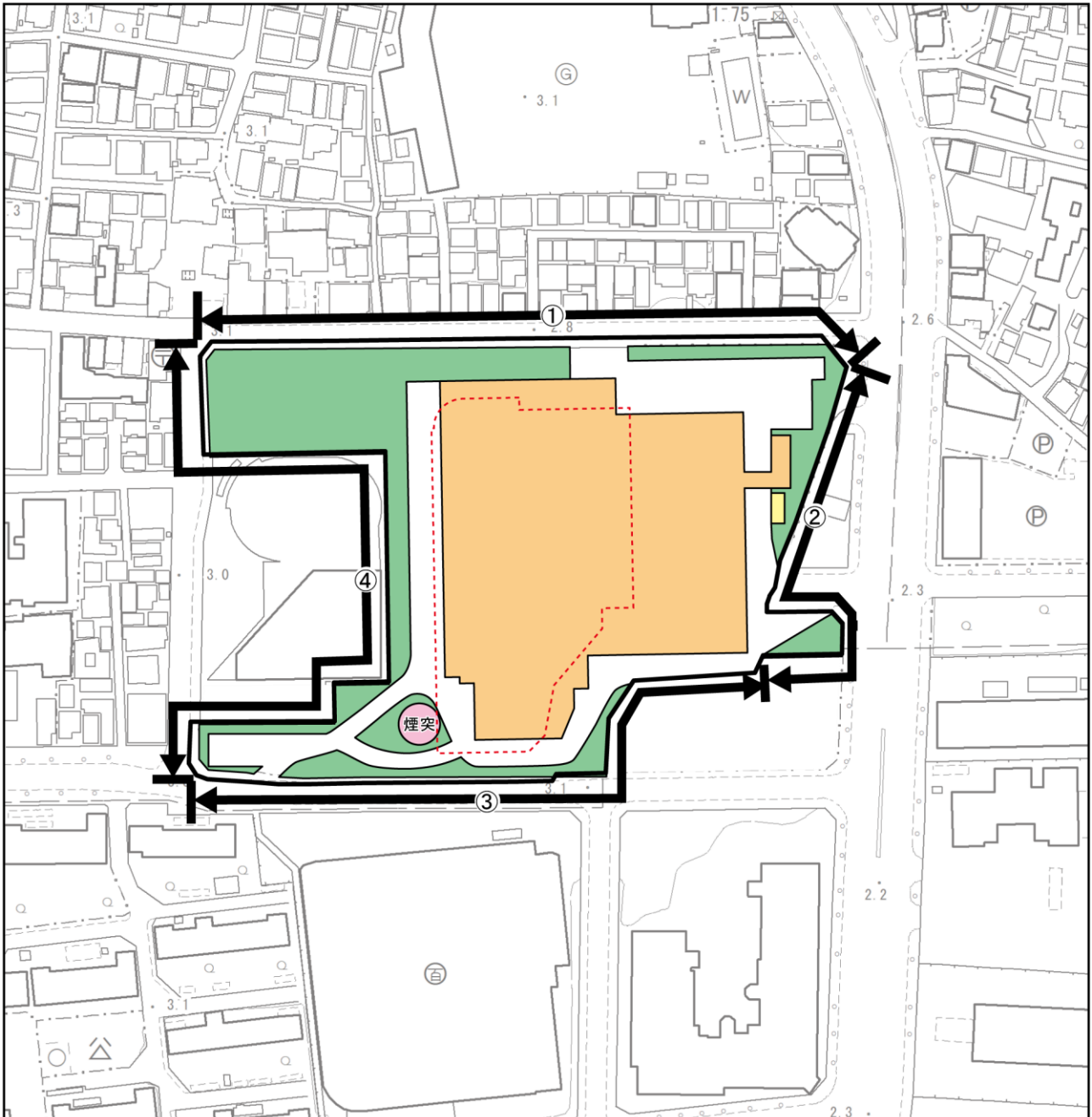
表 5.3-2(1) 調査手法

調査事項		建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動
調査時点		<p>建設工事の主な工種について、騒音・振動が最大となる時点とする。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体・土工事（地下部解体、掘削、基礎(杭)）（工事開始 34 か月目） ・く体・プラント工事（建方、据付）（工事開始 52 か月目） <p>【建設機械の稼働に伴う振動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体・土工事（地下部解体、掘削、基礎(杭)）（工事開始 34 か月目） ・く体・プラント工事（建方、据付）（工事開始 52 か月目） 	<p>工事用車両の走行台数が最も多くなる時点（工事開始 34 か月目）とする。</p>
調査期間	予測した事項	<p>代表的な 1 日（作業時間の前後 1 時間を含む 7 時から 19 時まで）とする。^{注 1)}</p>	<p>【工事用車両の走行に伴う騒音】</p> <p>代表的な 1 日（作業時間の前後 1 時間を含む 7 時から 19 時まで）とする。^{注 1)}</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動】</p> <p>代表的な 1 日（作業時間の前後 1 時間を含む 7 時から 19 時まで）とする。^{注 1)}</p>
	予測条件の状況	<p>【建設機械の稼働状況】</p> <p>「予測した事項」と同一とする。</p>	<p>【工事用車両の台数及び断面交通量】</p> <p>「予測した事項」と同一とする。</p>
	環境保全のための措置の実施状況	<p>工事の施行中の随時とする。</p>	

注 1) 現場の状況に応じて、上記以外の時間帯で建設機械の稼働や工事用車両の出入がある場合には調査を行う。

表 5.3-2(2) 調査手法

調査事項		建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動
調査地点	予測した事項	図 5.3-1 に示す敷地境界 4 地点とし、簡易測定により、工種別・地点別に騒音・振動が最大となる地点を設定する。	図 5.3-2 に示す 2 地点とする。
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 計画地内とする。	【工事用車両の台数及び断面交通量】 図 5.3-2 に示す 2 地点とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内及びその周辺とする。	
調査方法	予測した事項	<p>【建設作業騒音】</p> <p>「東京都環境確保条例」の指定建設作業に適用する勧告基準に定める測定方法に準拠し、騒音レベル（90%レンジの上端値：L_{A5}）を測定する。測定高さは 1.2m とする。</p> <p>【建設作業振動】</p> <p>「東京都環境確保条例」の指定建設作業に適用する勧告基準に定める測定方法に準拠し、振動レベル（80%レンジの上端値：L_{10}）を測定する。</p>	<p>【道路交通騒音】</p> <p>「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法に準拠し、騒音レベル（等価騒音レベル：L_{Aeq}）を測定する。測定高さは 1.2m とする。</p> <p>【道路交通振動】</p> <p>「東京都環境確保条例」の日常生活等に適用する規制基準に定める測定方法に準拠し、振動レベル（80%レンジの上端値：L_{10}）を測定する。</p>
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	<p>【工事用車両の台数】</p> <p>工事関連資料の整理による方法とする。</p> <p>【断面交通量】</p> <p>目視等による計数の連続調査とする。</p>
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	



凡 例

- : 計画地
 - : 計画建築物
 - : 既存建築物
 - : 緑地
 - : 駐輪場
- : 調査地点
 敷地境界の各辺 (①~④)
 における最大値出現地点



1 : 2,000



図 5.3-1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベル調査地点

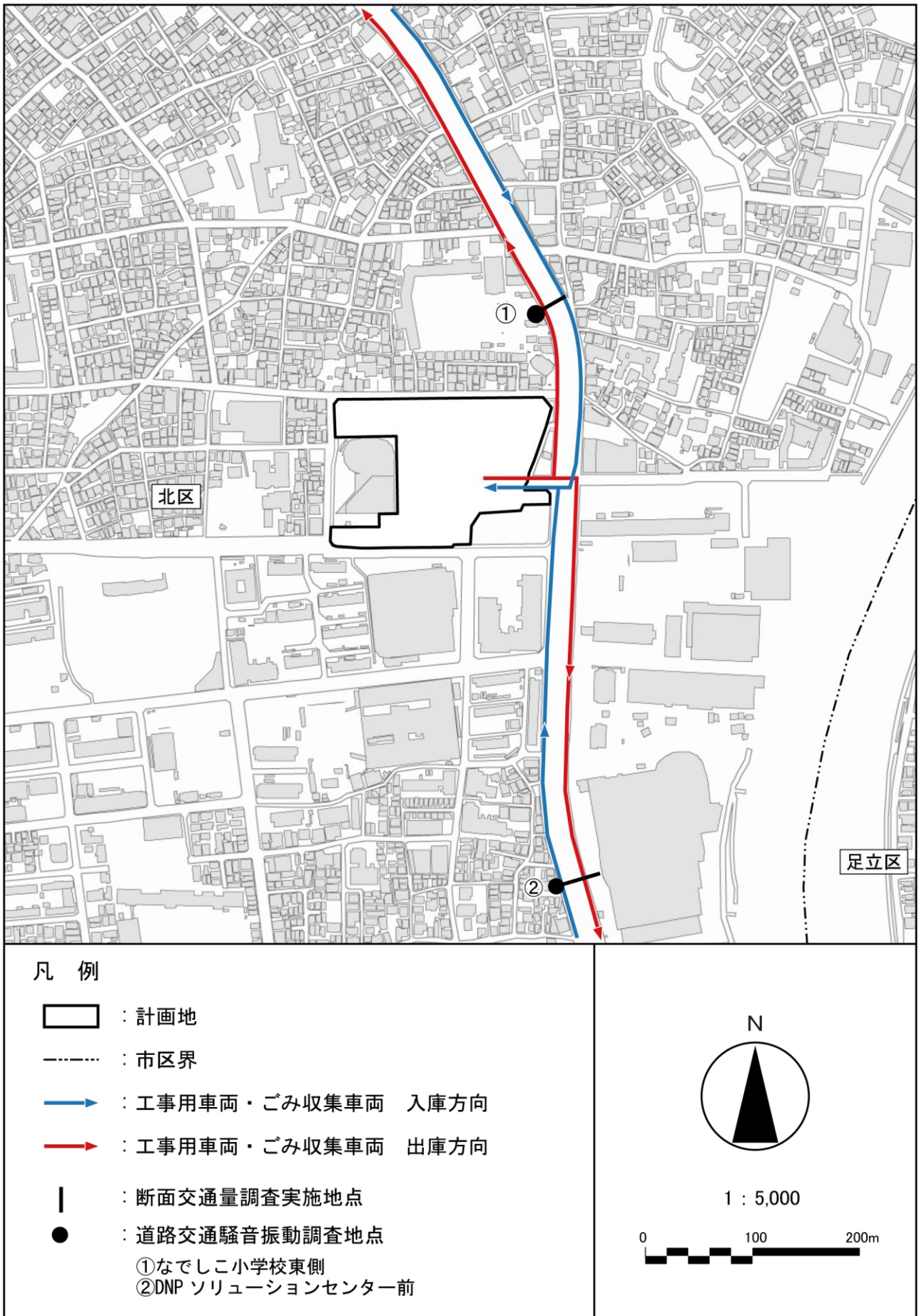


図 5.3-2 工事用車両・ごみ収集車両の走行に伴う騒音・振動レベル及び交通量調査地点

5.3.2 工事の完了後

5.3.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.3-3に示すとおりとする。

表 5.3-3 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動
予測条件の状況	清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況（稼働時間、使用状況等）	ごみ収集車両等の台数及び断面交通量（時間帯別、車種別、方向別）
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工場設備は原則として、屋内に設置する。また、必要な壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。 ・屋外に設置する冷却塔にはサイレンサーを設置する。 ・騒音対策が必要な機器（ボイラ用安全弁等）には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。 ・振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等の走行に当たっては、規制速度を厳守する。 ・ごみ収集車両等の運行については、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努める。 ・ごみ収集車両等の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底する。

5.3.2.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.3.2.3 調査手法

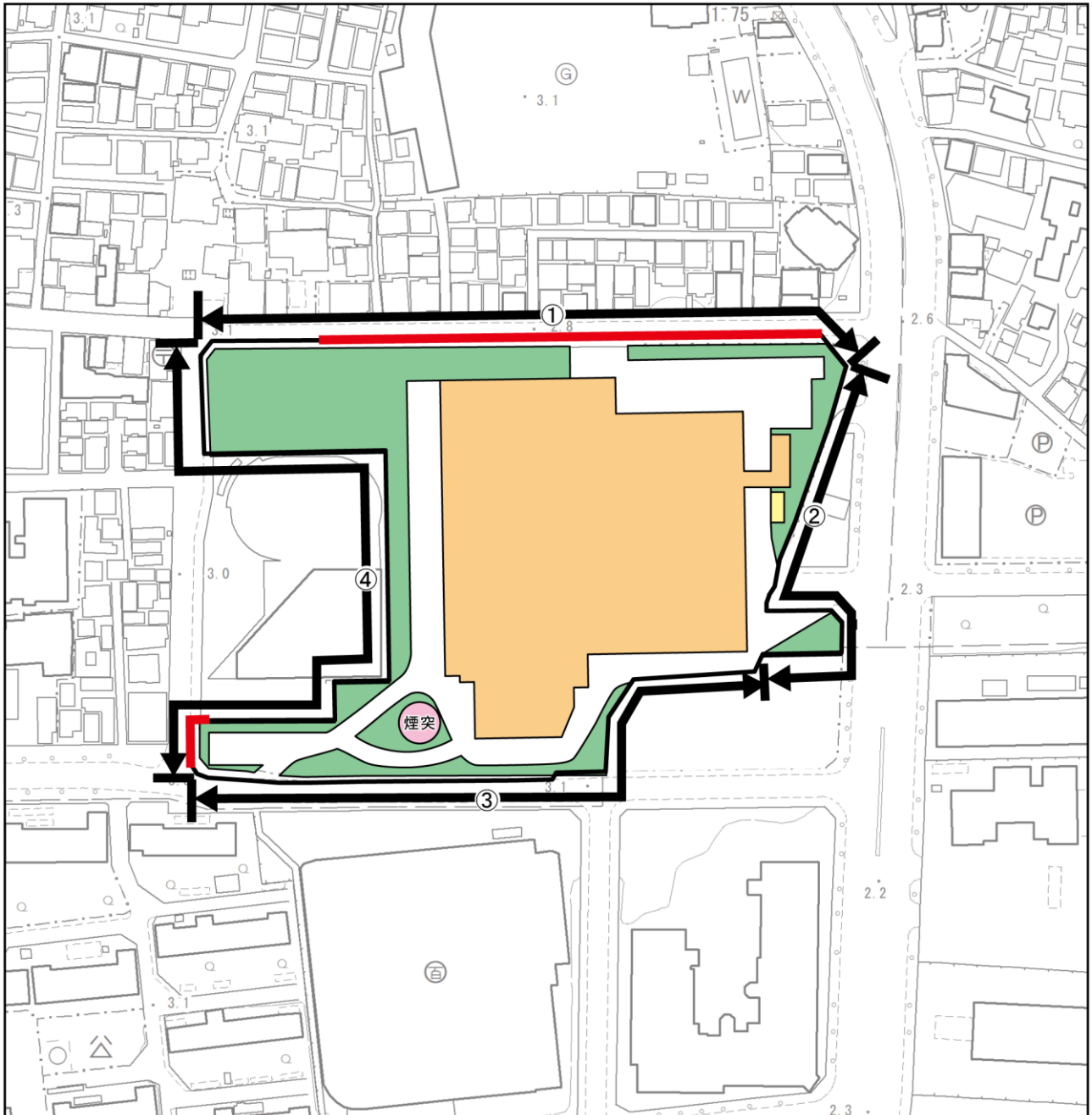
調査手法は、表 5.3-4(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.3-4(1) 調査手法

調査事項	施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動
調査時点	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	<p>代表的な1日(24時間)及び施設停止時の1日(24時間)とする。</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う騒音】 代表的な1日(8時から17時まで)とする。</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う振動】 代表的な1日(8時から17時まで)とする。</p>
	予測条件の状況	<p>【清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況】 「予測した事項」と同一とする。</p> <p>【ごみ収集車両等の台数及び断面交通量】 「予測した事項」と同一とする。</p>
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。
調査地点	予測した事項	<p>図 5.3-3 に示す敷地境界4地点とし、簡易測定により、地点別に騒音・振動が最大となる地点を設定する。</p> <p>図 5.3-2 に示す2地点とする。</p>
	予測条件の状況	<p>【清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況】 計画地内とする。</p> <p>【ごみ収集車両等の台数及び断面交通量】 図 5.3-2 に示す2地点とする。</p>
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内及びその周辺とする。

表 5.3-4(2) 調査手法

	調査事項	施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動
調査方法	予測した事項	<p>【清掃工場騒音】 「騒音規制法」の特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に定める測定方法に準拠し、騒音レベル（90%レンジの上端値：L_{A5}）を測定する。測定高さは1.2mとする。</p> <p>【清掃工場振動】 「振動規制法」の特定工場等において発生する振動の規制に関する基準に定める測定方法に準拠し、振動レベル（80%レンジの上端値：L_{10}）を測定する。</p>	<p>【道路交通騒音】 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める測定方法に準拠し、騒音レベル（等価騒音レベル：L_{Aeq}）を測定する。測定高さは1.2mとする。</p> <p>【道路交通振動】 「東京都環境確保条例」の日常生活等に適用する規制基準に定める測定方法に準拠し、振動レベル（80%レンジの上端値：L_{10}）を測定する。</p>
	予測条件の状況	<p>【清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況】 現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。</p>	<p>【ごみ収集車両等の台数】 関連資料（搬入・搬出日報）の整理による方法とする。</p> <p>【断面交通量】 目視等による計数の連続調査とする。</p>
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	



凡 例

- : 計画地
- : 計画建築物
- : 緑地
- : 駐輪場
- : 調査地点
敷地境界の各辺 (①~④)
における最大値出現地点
- : 計画地敷地境界のうち小
学校及び保育園の敷地か
ら 50m以内



1 : 2,000



図 5.3-3 施設の稼働に伴う騒音・振動レベル調査地点

5.4 土壌汚染

5.4.1 工事の施行中

5.4.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.4-1に示すとおりとする。

表 5.4-1 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	土壌中の有害物質の濃度	地下水への溶出の可能性の有無	新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無
予測条件の状況	土壌汚染の状況（計画地内土壌の第二種特定有害物質の溶出・含有量、アルキル水銀及びPCBの溶出量）		
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の除却に先立ち、「土壌汚染対策法」第4条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査等を行う。調査に当たっては「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。 なお、土壌汚染状況調査により汚染土壌処理基準等を超えていると認められる場合、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。 ・本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質等が「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。 ・確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壌汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。 なお、ダイオキシン類による汚染が確認された場合は、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。 ・工事における排水に当たっては、上記の調査において有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、適宜仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、下水道に放流する。 ・既存の北清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封込め槽については、図 5.4-1 に示すとおり、槽周縁に観測井を設置し地下水質の定期測定を年4回行う。 		

5.4.1.2 調査地域

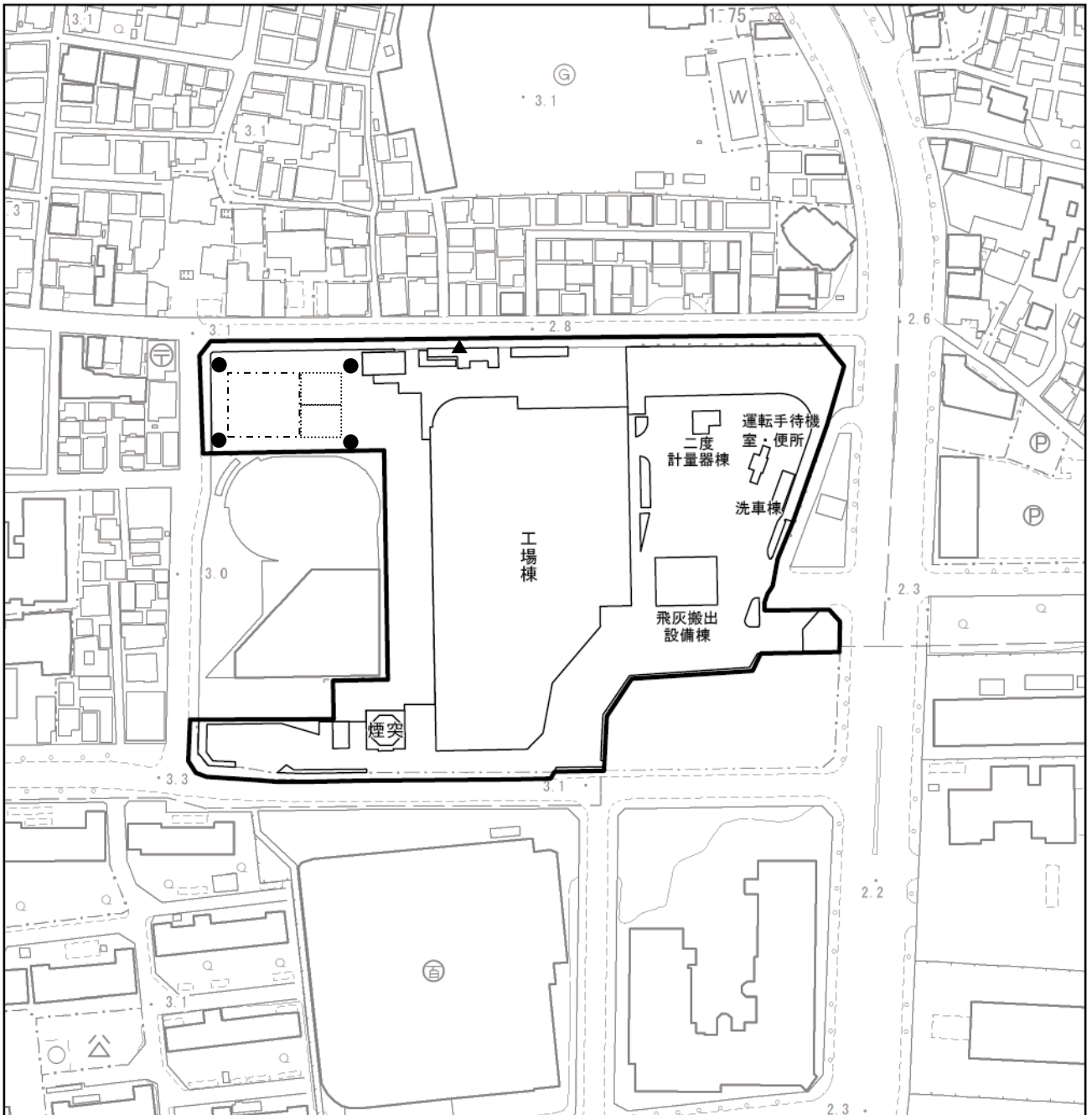
調査地域は、計画地内とする。

5.4.1.3 調査手法

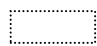
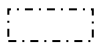


調査手法は、表 5.4-2に示すとおりとする。

表 5.4-2 調査手法

調査事項	土壌中の有害物質の濃度	地下水への溶出の可能性の有無	新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無
調査時点	既存工場の除却や土地の改変を行う時点とする。		建設工事（掘削工事）に伴い汚染土壌が排出される時点とする。
調査期間	予測した事項	既存工場の除却や土地の改変を行う時点とする。	
	予測条件の状況	既存工場の除却や土地の改変を行う期間とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	既存工場の除却や土地の改変を行う期間とする。	既存工場の除却や土地の改変を行う時点から、工事の完了後1年間までの間とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。	
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	東京都環境確保条例第116条、117条及び土壌汚染対策法第4条に基づく方法とする。	
	予測条件の状況	東京都環境確保条例第116条、117条及び土壌汚染対策法第4条に基づく方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	



凡 例

-  : 鉄筋コンクリート槽 (水銀、鉛汚染土壌)
-  : 鋼矢板槽 (鉛、亜鉛、水銀、カドミウム汚染土壌)
-  : 地下水質調査地点 (新設)
-  : 地下水質調査地点 (既設)

注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。



1 : 2,000

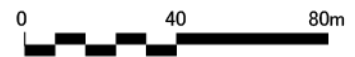


図 5.4-1 地下水質調査地点

5.5 地盤

5.5.1 工事の施行中

5.5.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.5-1に示すとおりとする。

表 5.5-1 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	地盤の変形の範囲及び程度	地盤沈下の範囲及び程度	地下水の水位及び流況の変化の程度
予測条件の状況	掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置状況		
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事^{注)}に際しては、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留め壁（SMW）で囲み、かつその先端をGL約-50mまで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出を抑制するとともに、山留め下側から回り込む地下水の流入を防ぐ工法を採用する。 なお、山留め壁の詳細な根入れ深さは、今後計画する。 ・ 山留め壁に切梁支保工を設ける等、山留め壁の変位を最小に留め、山留め壁周辺への影響を小さくする。 ・ 工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水水位の変動を把握するとともに、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 ・ 盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、既存施設の建替工事事例も配慮し、ディープウェル等を行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。また、山留め壁の根入れを更に深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。 		

注) 土工事（掘削工事）が実施される時点とした。

5.5.1.2 調査地域

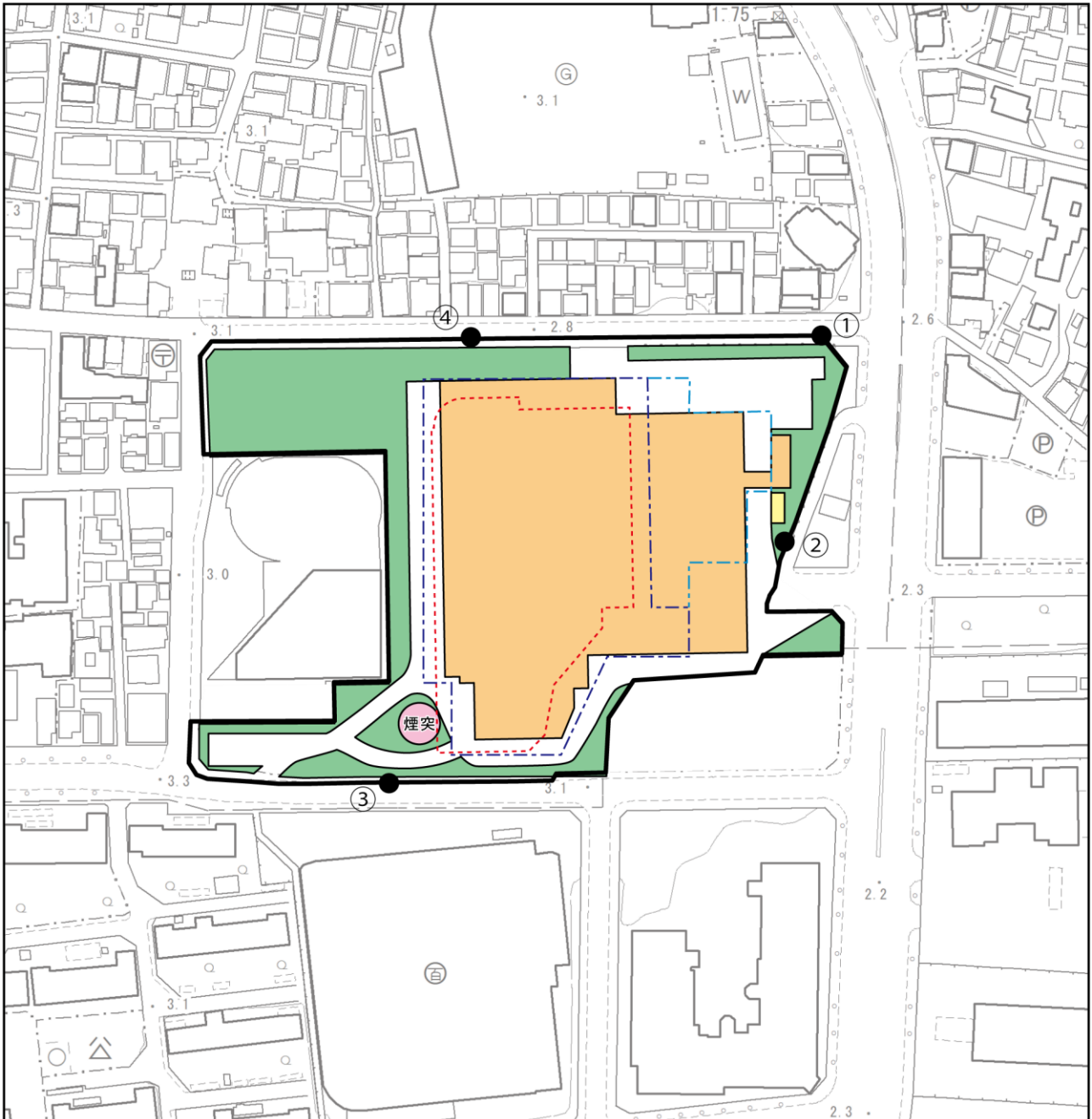
調査地域は、計画地内とする。

5.5.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.5-2に示すとおりとする。

表 5.5-2 調査手法

調査事項		地盤の変形の範囲及び程度	地盤沈下の範囲及び程度	地下水の水位及び流況の変化の程度
調査時点		土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの時点とする。		
調査期間	予測した事項	土工事（山留め・掘削工事）着手前から基礎・地下く体工事完了までの期間で、1か月に1回の頻度とする。	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの期間で、連続測定とする。	
	予測条件の状況	土工事（山留め・掘削工事）着手前から基礎・地下く体工事完了までの期間で、1か月に1回の頻度とする。	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの期間で、連続測定とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	土工事（山留め・掘削工事）着手前から基礎・地下く体工事完了までの期間とする。	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの期間とする。	
調査地点	予測した事項	図 5.5-1 に示す 4 地点とする。	図 5.5-2 に示す 4 地点とする。ただし、地点③については、土留工事の支障となることから、解体工事着手後に一定期間並行測定を行ったうえで地点③'に変更する。	
	予測条件の状況	図 5.5-1 に示す 4 地点とする。	図 5.5-2 に示す 4 地点とする。ただし、地点③については、土留工事の支障となることから、解体工事着手後に一定期間並行測定を行ったうえで地点③'に変更する。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		
調査方法	予測した事項	敷地境界 4 地点における地盤変位測量とする。	観測井における地下水位の測定とする。	
	予測条件の状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。		



凡 例

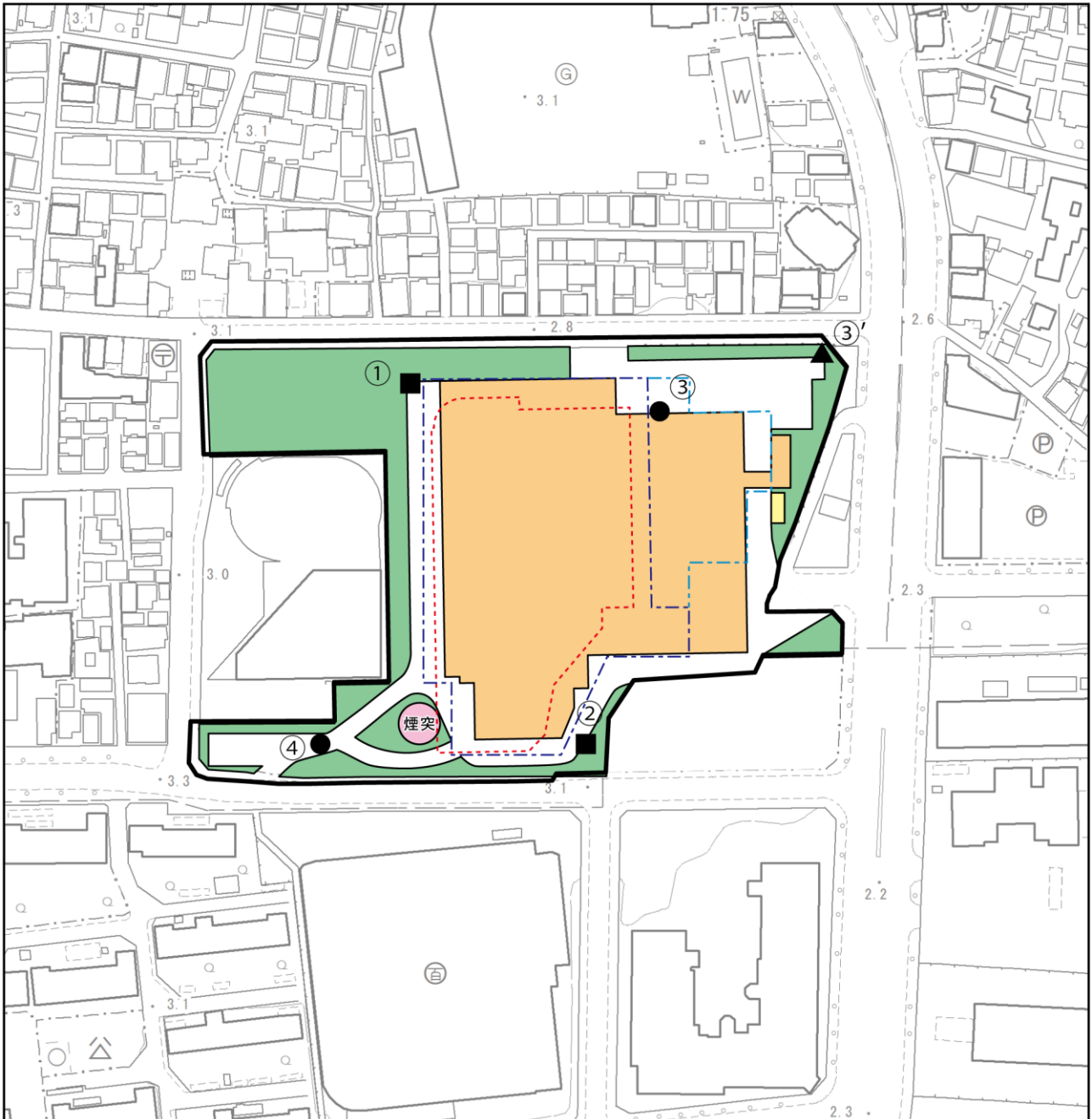
- : 計画地
- : 計画建築物
- : 既存建築物
- : SMW(深さ約 50m)
- : SMW(深さ約 27m)
- : 緑地
- : 駐輪場
- : ①~④ 地盤変位測量地点













1 : 2,000



図 5.5-1 地盤変位測量地点



凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|  | : 計画地 |  | : 駐輪場 |
|  | : 計画建築物 |  | : SMW(深さ約 50m) |
|  | : 既存建築物 |  | : SMW(深さ約 27m) |
|  | : 緑地 | | |
|  | : 地下水位 (不圧地下水) 調査地点 (①~②) | | |
|  | : 地下水位 (被圧地下水) 調査地点 (③~④) | | |
|  | : 地下水位 (被圧地下水) 移設後調査地点 (③') | | |



1 : 2,000



図 5.5-2 地下水位調査地点

5.5.2 工事の完了後

5.5.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.5-3に示すとおりとする。

表 5.5-3 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	地盤の変形の範囲及び程度	地盤沈下の範囲及び程度	地下水の水位及び流況の変化の程度
予測条件の状況	地下構造物の存在状況		
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする。・計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。・計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、地盤変形測量により地盤面の変位を測定する。		

5.5.2.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.5.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.5-4に示すとおりとする。

表 5.5-4 調査手法

調査事項		地盤の変形の 範囲及び程度	地盤沈下の範囲 及び程度	地下水の水位及び流況の変化の程度
調査時点		地下く体工事が完了した時点とする。		
調査期間	予測した事項	地下く体工事完了後の1年間で、1か月に1回の頻度とする。	地下く体工事完了後の1年間で、連続測定とする。	
	予測条件の状況	地下く体工事完了後の1年間で、1か月に1回の頻度とする。	地下く体工事完了後の1年間で、連続測定とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	地下く体工事完了後の1年間とする。		
調査地点	予測した事項	図 5.5-1 に示す4地点とする。	図 5.5-2 に示す4地点とする。ただし、地点③については、土留工事の支障となることから、解体工事着手後に一定期間並行測定を行ったうえで地点③'に変更する。	
	予測条件の状況	図 5.5-1 に示す4地点とする。	図 5.5-2 に示す4地点とする。ただし、地点③については、土留工事の支障となることから、解体工事着手後に一定期間並行測定を行ったうえで地点③'に変更する。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		
調査方法	予測した事項	計画地における地盤変位測量とする。	観測井における地下水位の測定とする。	
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		

5.6 水循環

5.6.1 工事の施行中

5.6.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.6-1に示すとおりとする。

表 5.6-1 調査事項

区分	調査事項
予測した事項	地下水の水位及び流況の変化の程度
予測条件の状況	地下構造物等の存在状況
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・ 工事に際しては、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留め壁（SMW）で囲み、かつその先端をGL約-50mまで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出を抑制するとともに、山留め壁下側から回り込む地下水の流入を防ぐ工法を採用する。 なお、山留め壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上、決定する。・ 工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水水位の変動を把握するとともに、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。・ 盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、既存施設の建替工事事例も配慮し、ディープウェル等を行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。また、山留め壁の根入れを更に深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。

5.6.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.6.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.6-2に示すとおりとする。

表 5.6-2 調査手法

調査事項		地下水の水位及び流況の変化の程度
調査時点		土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの時点とする。
調査期間	予測した事項	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの期間で、連続測定とする。
	予測条件の状況	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの期間で、連続測定とする。
	環境保全のための措置の実施状況	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの期間とする。
調査地点	予測した事項	図 5.5-2（p.62 参照）に示す4地点とする。ただし、地点③については、土留工事の支障となることから、解体工事着手後に一定期間並行測定を行ったうえで地点③'に変更する。
	予測条件の状況	図 5.5-2（p.62 参照）に示す4地点とする。ただし、地点③については、土留工事の支障となることから、解体工事着手後に一定期間並行測定を行ったうえで地点③'に変更する。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。
調査方法	予測した事項	観測井における地下水位の測定とする。
	予測条件の状況	現地調査（写真撮影等）及び工事関連資料の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。

5.6.2 工事の完了後

5.6.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.6-3に示すとおりとする。

表 5.6-3 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	地下水の水位及び流況の変化の程度	表面流出量の変化の程度
予測条件の状況	地下構造物等の存在状況	地表構造物の設置状況
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・計画地内の緑化に努め、地下水へのかん養を図る。・北区と協議の上、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に定める雨水流出抑制として、貯留施設を設ける。・計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。・計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、地盤変形測量により地盤面の変位を測定する。	

5.6.2.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.6.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.6-4に示すとおりとする。

表 5.6-4 調査手法

調査事項		地下水の水位及び流況の変化の程度	表面流出量の変化の程度
調査時点		地下く体工事が完了した時点とする。	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	地下く体工事完了後の1年間で、連続測定とする。	施設の稼働が通常の状態に達した後の随時とする。
	予測条件の状況	地下く体工事完了後の1年間で、連続測定とする。	施設の稼働が通常の状態に達した後の随時とする。
	環境保全のための措置の実施状況	地下く体工事完了後の1年間とする。	施設の稼働が通常の状態に達した後の随時とする。
調査地点	予測した事項	図 5.5-2 (p.62 参照) に示す4地点とする。ただし、地点③については、土留工事の支障となることから、解体工事着手後に一定期間並行測定を行ったうえで地点③'に変更する。	計画地内とする。
	予測条件の状況	図 5.5-2 (p.62 参照) に示す4地点とする。ただし、地点③については、土留工事の支障となることから、解体工事着手後に一定期間並行測定を行ったうえで地点③'に変更する。	計画地内とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	観測井における地下水位の測定とする。	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	

5.7 日影

5.7.1 工事の完了後

5.7.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.7-1に示すとおりとする。

表 5.7-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度
予測条件の状況	計画建築物等の立地状況等（位置、高さ、形状等及び周辺建築物の状況）	
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・計画する工場棟の最高高さは、既存の工場棟の高さ（約 31m）と同じとする。・煙突は既存煙突と同じ高さとすることにより、計画地周辺の日影の状況に配慮する。	

5.7.1.2 調査地域

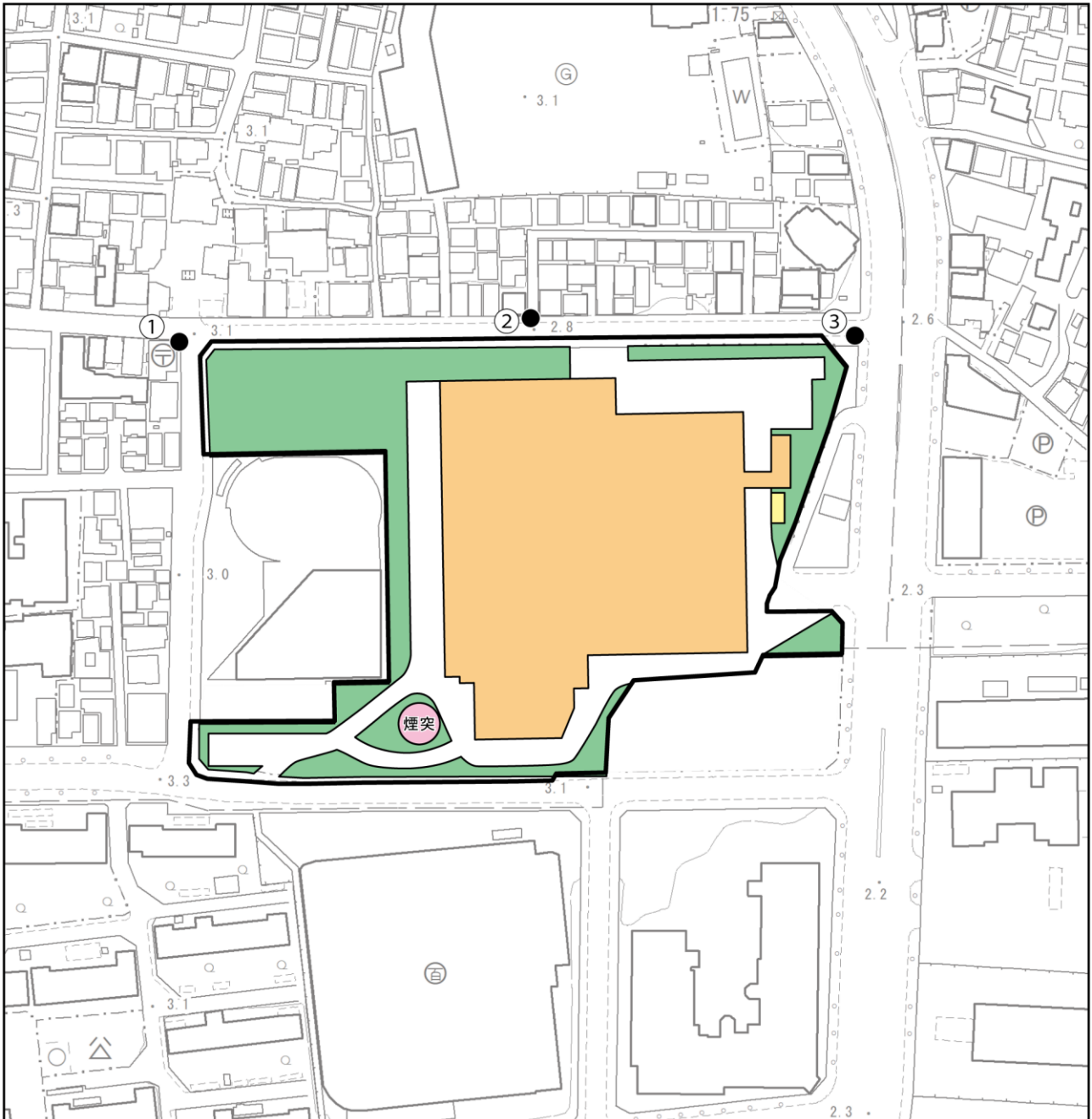
調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.7.1.3 調査手法


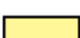
調査手法は、表 5.7-2に示すとおりとする。

表 5.7-2 調査手法

調査事項		冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度
調査時点		計画建築物等の工事が完了した後の冬至日頃とする。	
調査期間	予測した事項	真太陽時の8時から16時とする。	
	予測条件の状況	真太陽時の8時から16時とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	工事の完了後とする。	
調査地点	予測した事項	計画建築物等により、日影が生じる範囲とする。	図 5.7-1 に示す3地点とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺地域とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	現地調査及び計画建築物のしゅん工図等の関連資料の整理を行い、時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。	天空写真を撮影し、夏至日、春秋分日、冬至日の太陽軌道及び時刻点を記入する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	



凡 例

-  : 計画地
-  : 計画建築物
-  : 緑地
-  : 駐輪場
-  : 日影調査地点 (①~③)



1 : 2,000



図 5.7-1 日影調査地点

5.8 電波障害

5.8.1 工事の施行中

5.8.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.8-1に示すとおりとする。

表 5.8-1 調査事項

区分	調査事項
環境保全のための措置 の実施状況	<ul style="list-style-type: none">• 工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、CATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等、速やかに適切な措置を講じる。• クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向と平行に向ける等、極力障害が生じないように配慮する。• 工事現場には当組合の職員が常駐し、苦情等の対応を行う。

5.8.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.8.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.8-2に示すとおりとする。

表 5.8-2 調査手法

	調査時点	工事の施行中の随時とする。
	調査期間	工事の施行中の随時とする。
調査地点	環境保全のための措置の実施状況	計画地及びその周辺地域とする。
調査方法	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。

5.8.2 工事の完了後

5.8.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.8-3に示すとおりとする。

表 5.8-3 調査事項

区分	調査事項
予測した事項	地上デジタル波及び衛星放送に対する遮蔽障害が及ぶ範囲内のテレビ電波受信状況
予測条件の状況	清掃工場の建築物等の立地状況等（位置、高さ、形状等及び周辺建築物の状況）
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予測地域外において、本事業による電波障害が明らかになった場合は、原因調査を行った後、必要に応じて適切な対策を講じる。 ・ 計画する工場棟の最高高さは、既存の工場棟の高さ（約 31m）と同じとする。 ・ 当組合の職員が苦情等の対応を行う。

5.8.2.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.8.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.8-4に示すとおりとする。

表 5.8-4 調査手法

調査事項	地上デジタル波及び衛星放送に対する遮蔽障害が及ぶ範囲内のテレビ電波受信状況	
調査時点	計画建築物等の工事が完了した時点とする。	
調査期間	予測した事項	工事の完了後の随時とする。
	予測条件の状況	工事の完了後の随時とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の完了後の随時とする。
調査地点	予測した事項	図 5.8-1 に示す地点とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺地域とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地及びその周辺地域とする。
調査方法	予測した事項	電波障害測定車（受信アンテナの高さ、10m）等による現地調査（路上調査）とする。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。

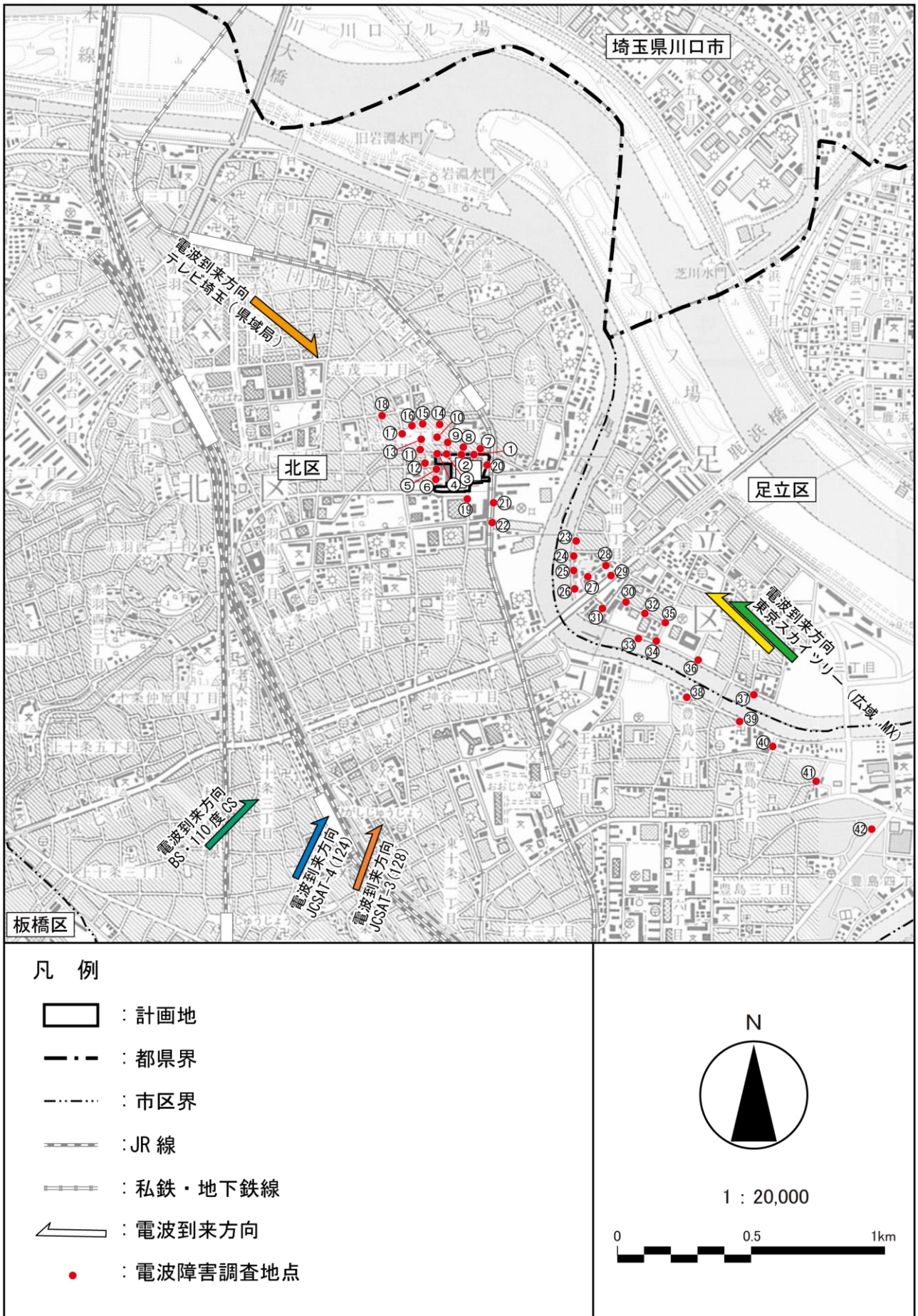


図 5.8-1 テレビ電波障害予測地域及び調査地点

5.9 景観

5.9.1 工事の完了後

5.9.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.9-1に示すとおりとする。

表 5.9-1 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	圧迫感の変化の程度
予測条件の状況	計画建築物等の立地状況等（位置、高さ、形状等及び周辺建築物の状況）		
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物等の外観意匠については、北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた周辺環境と調和したデザインとし、北区等と十分に協議・調整を行う。・ 計画する工場棟の最高高さは、既存の工場棟の高さ（約 31m）と同じとする。・ 煙突については既存煙突と同じ高さとするため変化はほとんどなく、周辺環境と調和したデザインとする。・ 屋上緑化や工場周辺に高木等を設置する等、可能な限り緑化を図る。		

5.9.1.2 調査地域

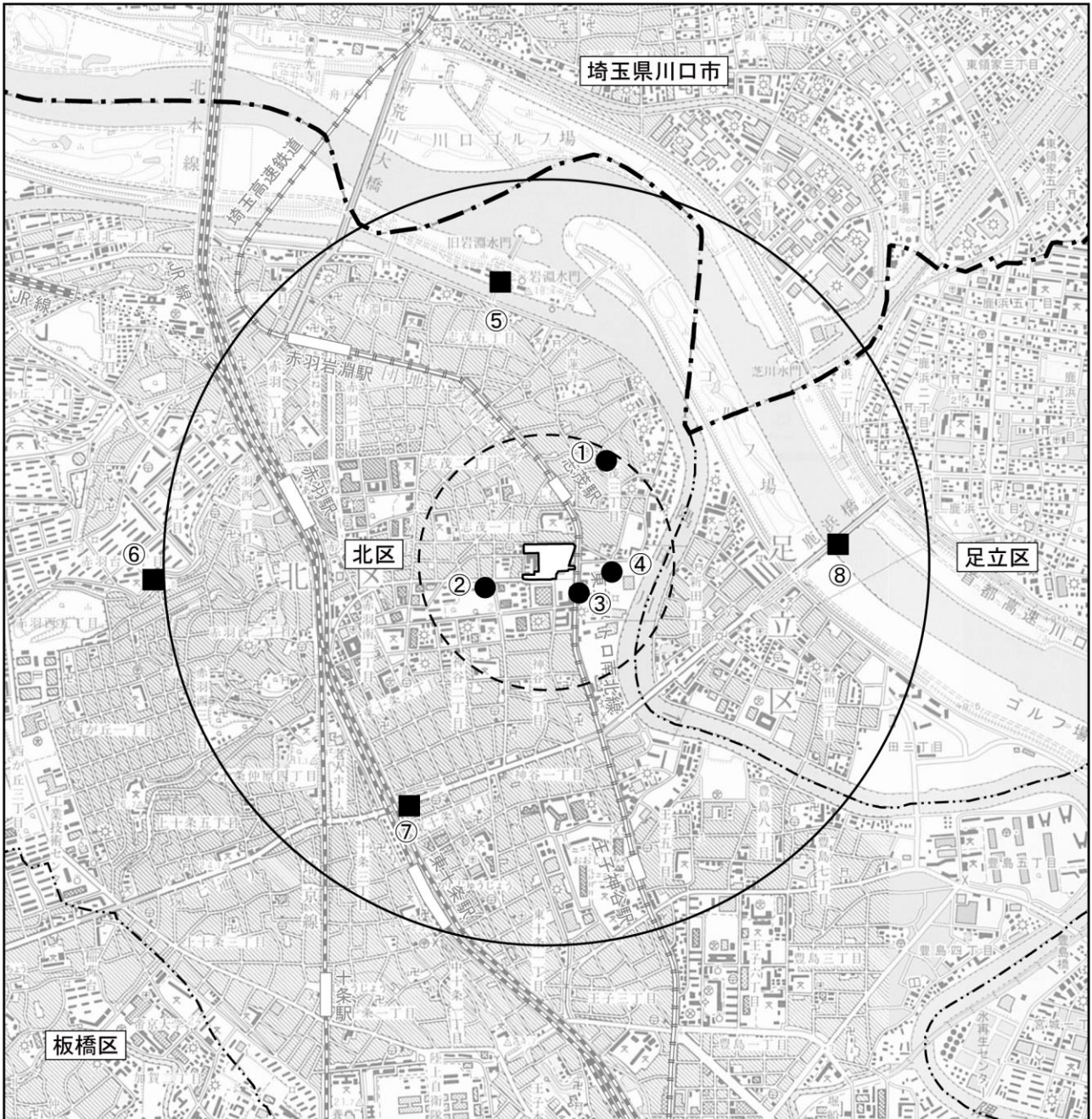
調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.9.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.9-2に示すとおりとする。

表 5.9-2 調査手法

調査事項		主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	圧迫感の変化の程度
調査時点		計画建築物等の工事が完了した時点とする。		
調査期間	予測した事項	工事の完了後の随時とする。		
	予測条件の状況	工事の完了後の代表的な1日とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	工事の完了後の代表的な1日とする。		
調査地点	予測した事項	図 5.9-1 に示す、計画地を中心とした半径 500m 圏（近景域）及び半径 1,500 m 圏（中景域）とする。	図 5.9-1 に示す 8 地点とする。	図 5.9-2 に示す 4 地点とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺地域とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		
調査方法	予測した事項	現地調査（写真撮影）の結果を評価書のフォトモンタージュと比較する方法とする。	天空写真の撮影、形態率の算出による方法とする。	
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		



凡 例

- : 計画地
 : 計画地から半径 500m(近景)
- : 都県界
 : 計画地から半径 1,500m(中景)
- : 市区界
- : 代表的な眺望点及び眺望の状況の調査地点(近景)
 - ①志茂三丁目小柳川公園 ②北運動公園
 - ③北本通り ④志茂東公園
- : 代表的な眺望点及び眺望の状況の調査地点(中景)
 - ⑤新志茂橋 ⑥赤羽台団地
 - ⑦環七通り(平和橋) ⑧環七通り(鹿浜橋)



1 : 25,000

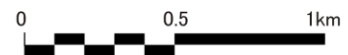
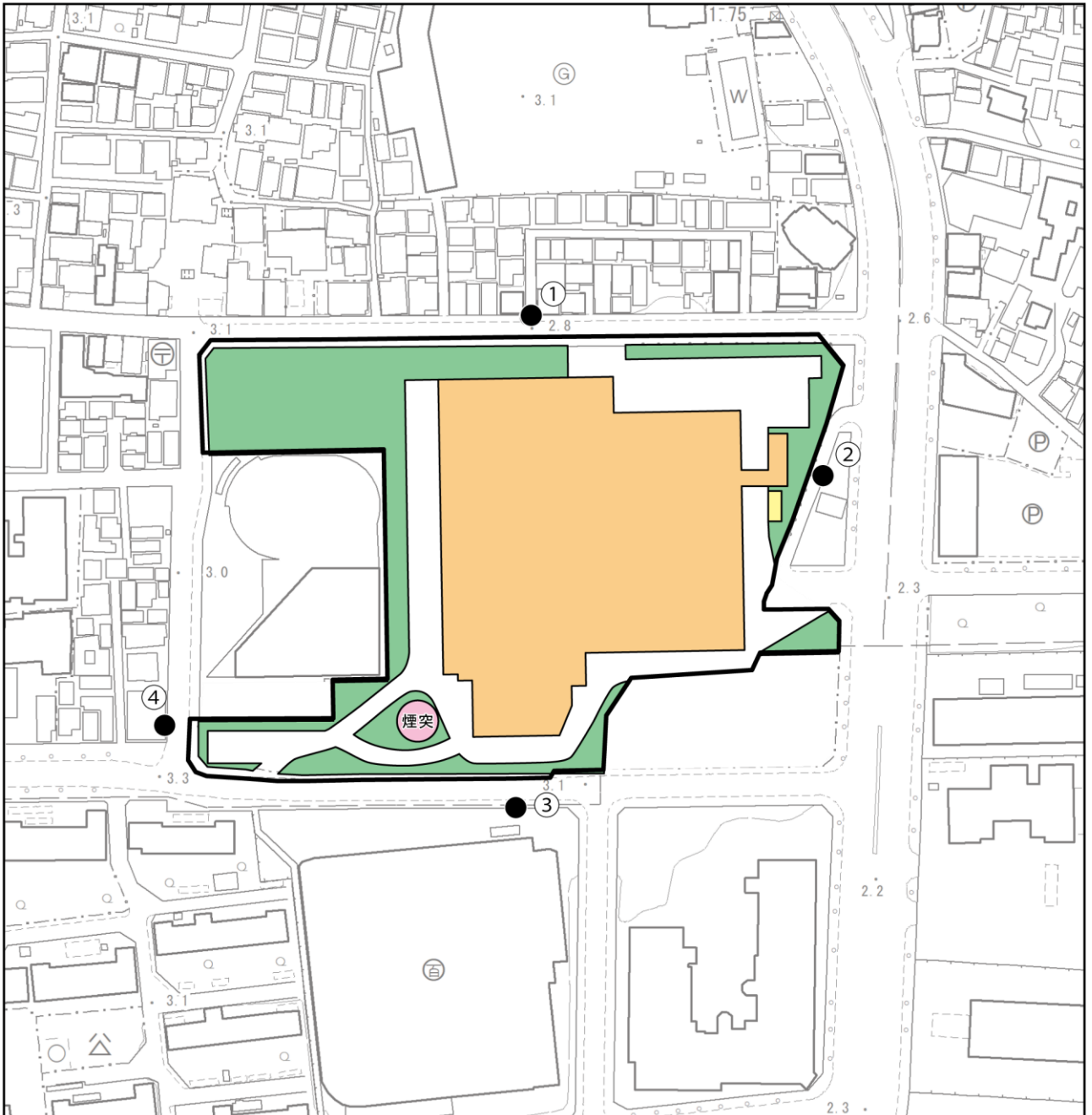



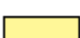



図 5.9-1 景観調査地点



凡 例

-  : 計画地
-  : 計画建築物
-  : 緑地
-  : 駐輪場
-  : 圧迫感調査地点 (①~④)



1 : 2,000



图 5.9-2 压迫感調査地点

5.10 自然との触れ合い活動の場

5.10.1 工事の完了後

5.10.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.10-1に示すとおりとする。

表 5.10-1 調査事項

区分	調査事項
予測した事項	緩衝緑地の整備に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度
予測条件の状況	緩衝緑地内の状況（緑地、広場、散策路等）
環境保全のための措置の実施状況	「北区緑の基本計画 2020」等の自然との触れ合い活動の場に係る各種計画等を考慮した緑化計画を実施する。

5.10.1.2 調査地域

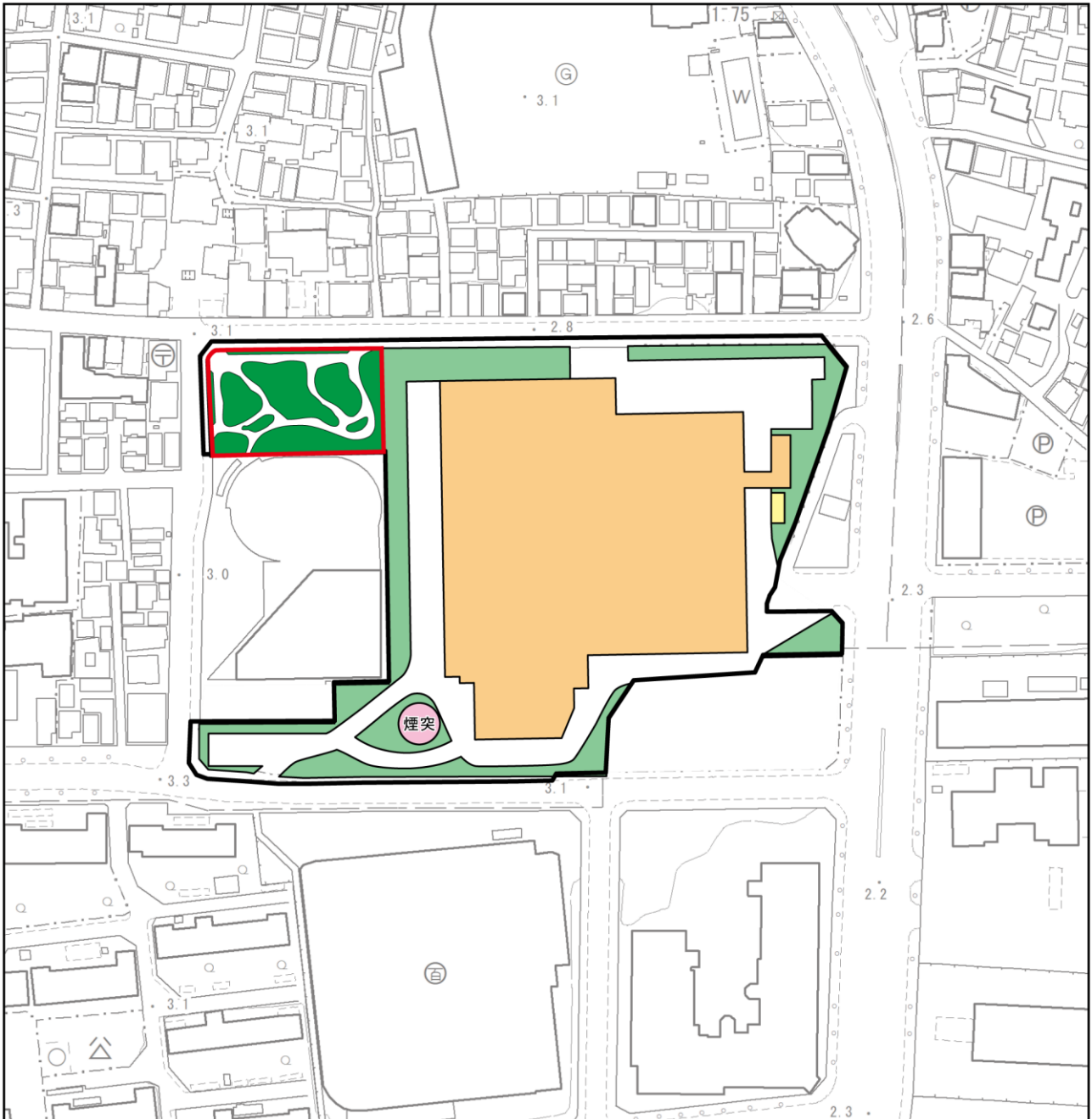
調査地域は、計画地内とする。

5.10.1.3 調査手法








調査手法は、表 5.10-2に示すとおりとする。

表 5.10-2 調査手法

調査事項	調査事項	主要な自然との触れ合い活動の場の状況
調査時点	調査時点	工事が完了した時点とする。
調査期間	予測した事項	春季の平日及び休日の各1日（7時から18時）とする。
	予測条件の状況	春季の平日及び休日の各1日（7時から18時）とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の完了後の随時とする。
調査地点	予測した事項	図 5.10-1 に示す新設緑地の範囲とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。
調査方法	予測した事項	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。



凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|  | : 計画地 |  | : 緩衝緑地 |
|  | : 計画建築物 |  | : 緩衝緑地 (新設緑地) |
|  | : 緑地 | | |
|  | : 駐輪場 | | |
|  | : 煙突 | | |



1 : 2,000



図 5.10-1 自然との触れ合い活動の場の調査範囲

5.11 廃棄物

5.11.1 工事の施行中

5.11.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.11-1に示すとおりとする。また、廃棄物等の種類については、表 5.11-2に示すとおりとする。

表 5.11-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	廃棄物等の排出量、再利用量及び処理・処分方法	建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法
予測条件の状況	産業廃棄物の処分方法等	建設発生土の再利用状況等
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の排出抑制 ・ 廃棄物の有効利用 ・ 建設発生土の有効利用 ・ 廃棄物の適正処理 ・ 特別管理産業廃棄物の適正処理 詳細については、表 5.11-3 に示すとおりである。	

表 5.11-2 廃棄物等の種類

廃棄物の種類	産業廃棄物										建設発生土
	コンクリート塊	その他がれき類	その他分別廃棄物					木くず	建設混合廃棄物	汚泥	
			金属くず	廃プラスチック類	ガラスくず及び陶磁器くず	紙くず	繊維くず				
環境影響要因											
解体工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注) 廃棄物の種類は「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(平成23年3月、環境省)を参考とした。

表 5.11-3 環境保全のための措置（工事の施行中）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 設計から施行までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや小梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。 型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。 金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 廃プラスチック類は、マテリアルリサイクルが困難なものについては発電燃料としてサーマルリサイクルする。
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。
特別管理産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。

5.11.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.11.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.11-4に示すとおりとする。

表 5.11-4 調査手法

調査事項		廃棄物等の排出量、再利用量及び処理・処分方法	建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法
調査時点		建設廃棄物を排出する時点とする。	建設発生土を排出する時点とする。
調査期間	予測した事項	建設廃棄物を排出する期間とする。	建設発生土を排出する期間とする。
	予測条件の状況	建設廃棄物を排出する期間とする。	建設発生土を排出する期間とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の施行中の随時とする。	
調査地点	予測した事項	計画地内とする。	
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	
	予測条件の状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	

5.11.2 工事の完了後

5.11.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.11-5に示すとおりとする。

表 5.11-5 調査事項

区分	調査事項
予測した事項	廃棄物（主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥）の排出量、再利用率及び処理・処分方法
予測条件の状況	廃棄物の処分方法等
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・ 飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分するほか、セメント原料化（主灰のみ）や徐冷スラグ化（主灰及び飛灰処理汚泥）による資源化を進め、最終処分量を計画的に削減する。・ 新たな焼却灰の資源化技術として、焼成砂化の実証確認に取り組み、更なる資源化を進める。・ 主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥について、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

5.11.2.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.11.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.11-6に示すとおりとする。

表 5.11-6 調査手法

調査事項		廃棄物（主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥）の排出量、再利用量及び処理・処分方法
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。
	予測条件の状況	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。
調査方法	予測した事項	現地調査及び関連資料（搬出日報等）の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（搬出日報等）の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料（搬出日報等）の整理による方法とする。

5.12 温室効果ガス

5.12.1 工事の完了後

5.12.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.12-1 に示すとおりとする。

表 5.12-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	施設の稼働に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度	施設の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量の程度
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none">施設の稼働に伴うエネルギー使用量ごみ焼却量等	施設の稼働に伴うエネルギー発生量
環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none">ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行う。ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、近隣の公共施設へ熱供給する。太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。地上部及び屋上緑化等を推進し、二酸化炭素の吸収量の増加及び建物の断熱を図る。LED 照明導入によりエネルギー使用量を削減するとともに、室内への自然光利用等により再生可能エネルギーを直接活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、工場内の蒸気式空気予熱器などに使用する。東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、工場及び管理諸室には、断熱性に優れた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図る。高効率モーターなど省エネルギー機器を積極的に導入する。	

5.12.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.12.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.12-2に示すとおりとする。

表 5.12-2 調査手法

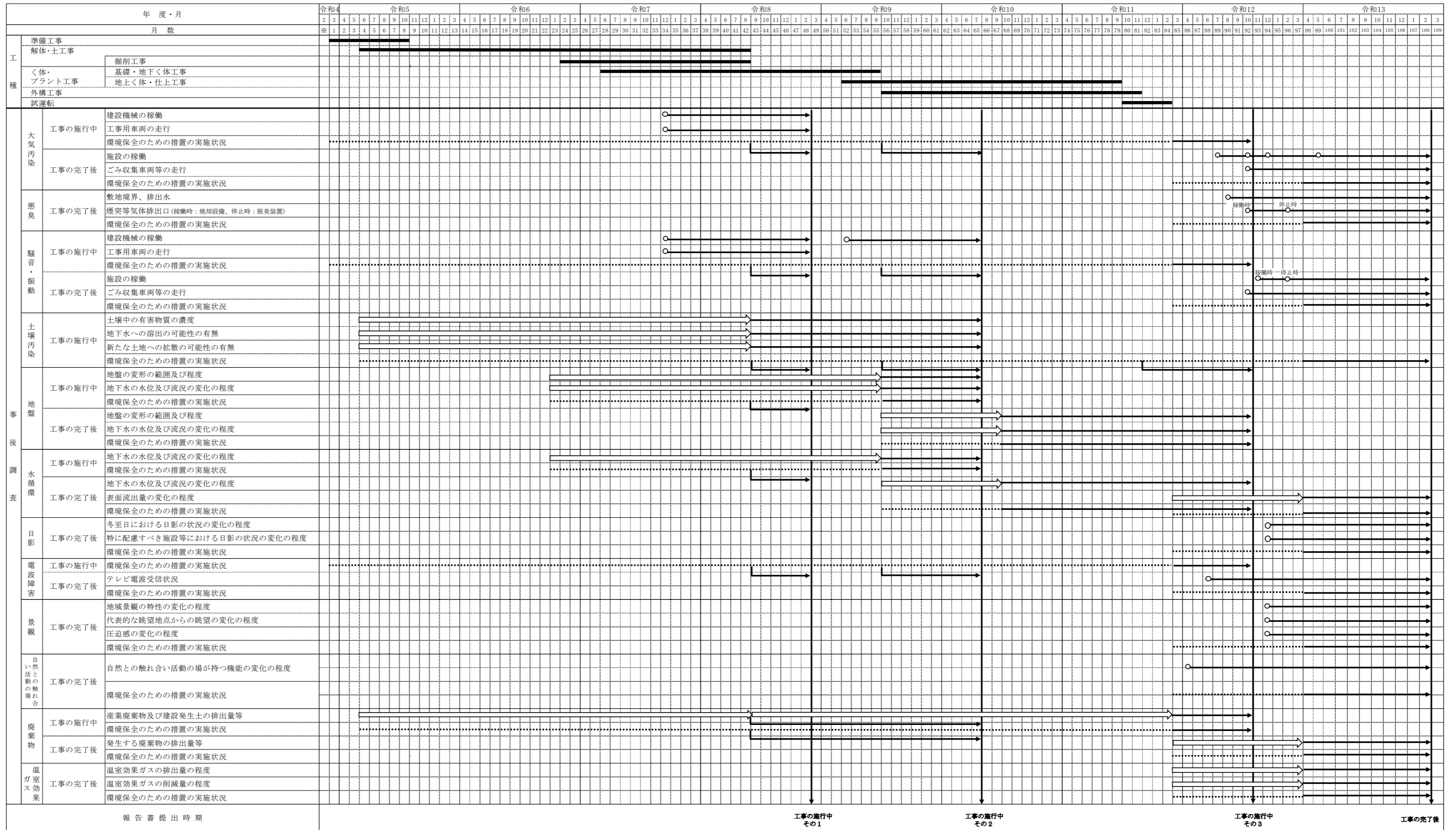
調査事項		施設の稼働に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度	施設の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量の程度
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。	
	予測条件の状況	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。	
調査地点	予測した事項	計画地内とする。	
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	温室効果ガスの排出量は、エネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量とそれぞれの排出係数から算出する。	温室効果ガスの削減量は、ごみ発電量、太陽光発電量及び場外での余熱利用量等とそれぞれの排出係数から算出する。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（検針票等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	

5.13 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、予測・評価した項目ごとに調査が完了した後、速やかにとりまとめて提出するものとする。

なお、事後調査報告書の提出時期等については、表 5.13-1に示すとおりである。

表 5.13-1 事後調査報告書の提出時期の一覧



凡例) ○：現地調査 ⇨：継続調査 ：環境保全のための措置 →：報告

※令和5年2月28日着工

6 その他

6.1 事後調査計画書を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 山崎 孝明
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

6.2 事後調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
(平成26年1月、厚生労働省)
- ・「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」
(平成14年11月、東京都)
- ・「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」(平成31年3月、環境省)
- ・「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」(平成23年3月、環境省)
- ・「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(平成23年3月、環境省)
- ・「地上気象観測指針」(平成14年3月、気象庁)
- ・「一般廃棄物処理基本計画」(令和3年2月・平成27年2月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成28年3月、東京都)
- ・「東京都環境基本計画」(平成28年3月、東京都)
- ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12年12月、東京都)
- ・「東京都土壌汚染対策指針」(平成31年3月、東京都)
- ・「北区緑の基本計画2020」(令和2年3月、北区)
- ・「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」(平成22年4月、北区)

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/75,000、1/10,000、1/5,000：「電子地形図25000」（国土地理院）

1/25,000、1/15,000：「1/25,000地形図(赤羽)」（平成13年5月発行、国土地理院）

「1/25,000地形図(草加)」（平成21年5月発行、国土地理院）

1/2,000、1/1,500：「東京都縮尺1/2,500地形図 平成27年度版」（東京都）

（この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成した。）

（承認番号：30都市基交著第69号）

空中写真：「電子国土基本図(オルソ画像)」（国土地理院）

令和5年2月発行

印刷物登録
令和4年度 第90号

事後調査計画書

—北清掃工場建替事業—

編集・発行

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階
電話番号 03(6238)0915